産業廃棄物処理業及び処理施設許可関係事務取扱要領

制定 平成12年3月24日 改正 平成16年1月20日 平成17年9月1日 平成18年10月26日 平成22年12月20日 平成23年4月1日 平成23年12月28日 平成23年7月9日 平成25年6月1日 令和3年4月1日 適用 令和3年4月1日

第1章 目的

この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理 業、産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の許可の事務処理に関し、一般的な事項を定めることにより、 事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

なお、特殊な内容については、個別の決裁により事務処理されるものであること。

第2章 用語の定義

第1 用語の定義

- 1 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)をいう。
- 2 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)をいう。
- 3 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)をいう。
- 4 条例 浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例(平成25年9月26日浜松市条例第58号)をいう。
- 5 規則 浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則(平成 25 年 9 月 26 日浜松市規則第 65 号)をいう。
- 6 役員 業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者(株式会社の監査役、公益法人・協同組合の理事、監事等をいう。)をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人 に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認め られる者を含む。
 - 7 登記簿記載事項証明書 商業登記法 (昭和 38 年法律第 125 号) 第 10 条第 1 項に定める登記簿に記載された事項を証明した書面
 - 8 出資者等 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。
 - 9 使用人 政令第6条の10に規定する使用人をいう。
 - 10 登記事項証明書等 後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記 事項証明書(登記されていないことの証明書))、又は精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切 に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証す る医師の診断結果が記載された書類をいう。
 - 11 適正処理条例 浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例 (平成23年浜松市条例第44号) をいう。
 - 12 積替保管施設 適正処理条例第12条に規定する積替え又は保管を行う施設をいう。
 - 13 紛争予防条例 浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例 (平成 17 年浜松市 条例第 29 号) をいう。

 - 15 処理施設 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の用に供する施設並びに当該業の許可を要 さない法第15条第1項で規定する施設をいい、関連付帯設備を含むものとする。

- 16 事前協議対象施設 施設の設置や変更に際し、適正要綱第6条に基づく事前協議書の提出が義務付けられている処理施設をいう。
- 17 中間処理施設 処理施設のうち、埋立処分及び海洋投入処分を行う施設を除いた施設をいう。
- 18 最終処分場 処分施設のうち、埋立処分を行う施設をいう。
- 19 処理計画 法第6条に規定する一般廃棄物処理計画をいう。
- 20 優良認定業者 政令第6条の9第2号若しくは第6条の11第2号又は第6条の13第2号若しくは第6条の14第2号に掲げる者をいう。
- 21 定期検査 法第8条の2の2又は第15条の2の2に規定する定期検査をいう。
- 22 熱回収施設 法第9条の2の4又は第15条の3の3に規定する熱回収の機能を有する施設の適合認定を 受けた施設をいう。

第3章 產業廃棄物処理業

第1 収集運搬業の許可申請又は届出等

1 収集運搬業の許可申請

(1) 許可申請書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び新規許可申請、更新許可申請又は変更許可申請の区分に応じ、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を市長あてに提出させること。

なお、申請書副本は、許可証の交付時に申請者に返却するものとする。

区	分	申請書様式	添付書類	提出部数
	新規許可	産業廃棄物収集運搬業許可申請書		
産業廃棄物	更新許可		別紙1「(特別管理) 産業廃棄物収集運	正本1部 副本1部
	変更許可	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (省令様式第十号)	搬業許可申請書 添付書類チェック リスト」による。 内容及び留意事項 は下記(3)のとお	
特別管理産業廃棄物	新規許可	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書(省令様式第十二号)		
	更新許可			
	変更許可	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (省令様式第十六号)	9。	

(2) 許可申請書受理の際の留意事項

- ア 特別管理産業廃棄物だけを収集運搬することが明らかな場合を除いて、産業廃棄物収集運搬業の許可 も併せて取得するよう指導すること。
- イ 申請書の受理にあたっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。特に、申請書の「申請者」欄から「令第6条の10に規定する使用人」欄までの各欄については、氏名又は名称(ふりがなを含む。)、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、申請書に添付される住民票の写し又は登記簿記載事項証明書と照合すること。
- ウ 更新許可申請書は標準処理期間(40 日)を考慮し、許可期限日の3箇月前から40日前までに提出することを原則とする。

更新許可申請書の受付後に、5年の許可期間を経過しても、更新許可申請に対する行政処分が行われるまでの間は、従前の許可がその効力を有することとなるので、その旨を申請者に伝えること。なお、5年の許可期間後に更新許可をした場合の有効期間は、従前の許可期間満了の日の翌日から起算すること。

- エ 更新許可申請を許可期間内に行わない場合は、期間の経過によってその効力を失うこととなるので、 その後の申請は、更新許可申請ではなく新規許可申請扱いとなること。
- オ 更新許可申請の際、繰上げ更新を希望する場合には、その旨を申請書に朱書きさせること。
- カ 更新許可申請の際、許可内容を変更し又は事業範囲の一部廃止を行う場合には、別途、変更許可申請 又は一部廃止届をする必要があること。
- キ 変更許可申請書の「許可に係る事業範囲」欄には、変更前の事業の範囲を記載するものであること。

- ク 変更許可により許可証の「許可の有効年月日」は変わらないものであること。
- ケ 積替保管の許可がない者が積替保管を行う場合には、適正要綱に基づく事前協議及び紛争予防条例の 手続が完了していることを確認すること。

(3) 添付書類の内容及び留意事項

許可申請の区分に応じ、申請書に添付すべき書類は、別紙1「(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類チェックリスト」のとおりであるが、その内容と留意事項は次のとおりである。

なお、当該書類が幾たびも発行される性質のものでない場合を除いて、第三者が証明等を行った書類に ついては、原本を添付させるものとする。

また、産業廃棄物収集運搬業の許可申請と特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請、産業廃棄物収集 運搬業の許可申請と産業廃棄物処分業の許可申請を同時に行う場合などには、共通する添付書類を省略で きるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書に、様式第八号の添付書類省略理由書を添付 させること。

- ① 事業計画の概要を記載した書類
 - ア 事業計画の概要は、省令様式第六号の二(第1面から第7面)に記載するものとする。
 - イ 省令様式第六号の二 (第1面) 中「(特別管理) 産業廃棄物の種類」欄には、混合物であっても個々の産業廃棄物の種類を記入させること。
- ② 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 - ア
 車庫配置図

駐車場全体の写真を添付させること。

イ 付近の見取図

申請者が法人の場合には、事業場の付近の見取図を添付させること。

ウ 車両写真

運搬車両の前面(真正面)及び側面(真横)からの写真等、自動車登録番号及び車体形状が判明し、 運搬車の表示がされていることが確認できるものを添付させること。(ただし、表示に係る規定は、 全く新規に許可申請する者には適用しない。)

エ 運搬容器の仕様書等

運搬容器の仕様書又は写真を添付させること。

- オ 積替保管施設の構造等
 - (7) 積替保管施設の配置図
 - (イ) 積替保管施設の公図の写し
 - (ウ) 積替保管施設の写真(全景及び主要な部分を撮影したもの)
 - (エ) 積替えのための保管量算出の根拠を示す書類等
 - (オ) 最大積み上げ高さの根拠を示す書類等
 - (カ) 積替保管の管理体制を示す書類
 - (き) 積替保管施設に係る他法令等の許認可証等の写し
 - (ク) 適正要綱に基づく事前協議完了通知書の写し
 - (ケ) 紛争予防条例に規定する環境保全協定書の写し又はあっせん打切り通知の写し
- カ その他

感染性産業廃棄物の運搬施設は保冷車が望ましいが、十分な強度を有する密閉容器で運搬し、速やかに処分される場合は、必ずしも保冷車であることを要しないものであること。

産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業とで使用する運搬車両が重複しても構わないが、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物とを混合して運搬してはならないものであること。

- ③ 事業の用に供する施設 (積替え又は保管の場所を含む。)の所有権を有すること (申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること) を証する書類
 - ア 運搬車両の登録等を証する書類(自動車検査証等)の写しを添付させること。

その際、所有者=使用者=申請者である場合のほかは、使用者=申請者の場合にのみ使用する権 原を有すると認めることとする。

賃貸借契約書又は使用承諾書などによる運搬車両の使用については、道路運送法などに抵触する おそれがあることや名義貸しの禁止規定の趣旨から、以下の場合を除き、認めないこととする。

- (7) 申請者が法人で、法人の代表者、役員又は使用人が使用者である場合 賃貸借契約書又は使用承諾書など車両を使用する権原を確認できる書類を添付させること。
- (4) 運搬車両とその使用者を併せて雇車・雇用する場合賃貸借契約書又は使用承諾書など車両を使用する権原を確認できる書類に加え、雇用契約書、雇用保険被保険者証の写し、雇入通知書等の雇用関係が確認できる書類を添付させ、申請者の業務のみに従事することを確認すること。
- イ 既に他の許可業者が届け出て使用している運搬車両は認められないものであること。
- ウ 自動車検査証等の有効期間は、申請書を受理する時点で満了となっていないこと。
- エ 積載物品の制限
 - (7) 十砂等

自動車検査証の備考欄に「積載物品は、土砂等以外のものとする。」と記載されている車両は、 過積載を防止する目的から、専ら土砂等のみの積載はできないものであること。

なお、土砂等の解釈は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及び「同施行令」に規定されているとおりであるが、コンクリート、れんが、モルタル、しっくいその他これに類する物のくずに、ガラスくずは含まれないとされている。

参考: 土砂等とは、以下のものをいう。

- · ±
- ・ 砂利 (砂及び玉石を含む。)
- 砕石
- ・ 砂利(砂及び玉石を含む。)又は砕石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及び アスファルト・コンクリート
- ・ 鉱さい、廃鉱及び石炭がら
- コンクリート、れんが、モルタル、しっくいその他これに類する物のくず
- ・ 砂利状又は砕石状の石炭石及びけい砂
- (4) タンク車で廃油 (汚泥に含まれる油分を除く。) を運搬する場合は、自動車検査証の備考欄に消防法別表第四類引火性液体の品名又は廃油が記載されていること。
- (ウ) タンク車で廃酸、廃アルカリを運搬する場合は、自動車検査証の備考欄に消防法別表第六類酸化 性液体の品名又は汚水が記載されていること。
- オ 積替保管施設の土地の登記簿記載事項証明書(土地の所有者と申請者とが異なる場合は、使用賃借契約書等の使用権原を証する書類)
- ④ 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
 - ア 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程の修了証の写しとする(必要に応じて、同センターホームページ内で対象受講者の合格が確認できるページの写しをこれに代えることができるものとする。)。

なお、必ず本証と照合すること。

- イ アの講習の修了者は、申請者(法人の場合には、その代表者、役員又は使用人)とする。 なお、法人の監査役は業務を行う役員とは考えられないので、修了者が監査役の場合は、申請者の 能力に係る基準を満たしていないものとして取り扱うこと。
- ウ 許可申請の区分に応じ、修了すべき講習の種類と修了時期は下表のとおりとする。

区	分	講習の種類	講習の修了時期
産業廃棄物	新規許可	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物 の収集・運搬課程(新規)	申請受付日前5年以内
		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物 の収集・運搬課程(更新)	申請受付日前2年以内 (注)
	更新許可	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物 の収集・運搬課程(新規)	許可期限日前5年以内
		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物 の収集・運搬課程(更新)	許可期限日前2年以内
	変更許可	直近の新規許可又は更新許可時に有効 証の写しは、当該修了者が引き続いて 問わず有効とする。	

特別管理産業廃棄物	新規許可	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程 (新規)	申請受付日前5年以内
		特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程 (更新)	申請受付日前2年以内 (注)
	更新許可	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程 (新規)	許可期限日前5年以內
		特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程 (更新)	許可期限日前2年以内
	変更許可	直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の値証の写しは、当該修了者が引き続いて在籍する場合には、受講時間わず有効とする。	

- (注) 現に収集運搬業の許可を取得している場合又は個人事業者が法人化する場合であって同一の者が受講している場合に限る。
- ⑤ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法は、省令様式第六号の二(第8面)に記載す るものとする。
- ⑥ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(申請者が法人である場合)
 - ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は税務署の受付印又は電子申請等証明書のある 確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し及び納税証明書(その1)納税額等証明書とし、貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は確定申告書に添付して税務署に提示 するものと同一のものとすること。
 - イ 事業開始後、定款で定める第一期の決算期を迎えていない者については、直近の貸借対照表を添付 すれば足りるものであること。
 - ウ 設立年度により3年分の書類が添付できない場合には、1年分又は2年分の書類を添付すれば足りるものであること。
 - エ 法人税未納税者については、一般に、事業を継続して行うに足りる経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納税の猶予又は納付委託等の措置がとられている者についてはこの限りでない。
 - オ 直前3年の各事業年度の当期純利益がすべて損失になっている場合は、損失の原因と今後の経営改善に関する計画書を添付させること。また、債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書等、経理的基礎を有することを確認できる書類を添付させること。
- ⑦ 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(申請者が個人である場合)
 - ア 資産に関する調書は、省令様式第六号の二(第9面)とする。
 - イ 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、税務署の受付印又は電子申請等証明書のある 確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し及び納税証明書(その1)納税額等証明書とする。た だし、申請者が直前3年間に給与所得者であった場合には、給与所得期間の所得税納税証明書は発 行されないので、源泉徴収票や住民税納税証明書等を所得税納税証明書とみなす。
 - ウ 所得税未納税者については、一般に、事業を継続して行うに足りる経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納税の猶予又は納付委託等の措置がとられている者についてはこの限りでない。
 - エ 資産に関する調書において、負債額が資産額に比べて著しく多い場合は、借入金の返済計画又は今後の経営改善に関する計画書を添付させること。(積替え保管を行う場合は、中小企業診断士の診断書等、経理的基礎を有することを確認できる書類を添付)
- ⑧ 定款又は寄附行為及び登記簿記載事項証明書(申請者が法人である場合)
 - ア 定款又は寄附行為の事業目的及び登記簿記載事項証明書の「目的」欄に産業廃棄物の処理を業とする旨(同様の行為を含む。)が含まれていることを確認すること。含まれていない場合は、改正及び変更登記の後に申請させることを原則とするが、速やかに改正及び変更登記をする旨の誓約書等を添付させることで受理することも認めるものとする。ただし、その場合には、後日、改正後の定款

又は寄附行為及び変更登記後の登記簿記載事項証明書を提出させること。

イ 登記簿記載事項証明書は、受付日前3箇月以内に交付されたものであること。

- ⑨ 申請者の住民票の写し及び登記事項証明書等(申請者が個人である場合) 住民票の写し(本籍(外国人の場合は国籍等)の記載のあるものに限るものとする。)及び登記事項 証明書等は、受付日前3箇月以内に交付されたものであること(以下同じ。)。
- ⑩ 法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書等
- ① 役員の住民票の写し及び登記事項証明書等(申請者が法人である場合)
- ② 出資者等の住民票の写し及び登記事項証明書等若しくは登記簿記載事項証明書(出資者が法人である場合)
- ③ 誓約書(申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面) (省令様式第六号の二(第10面))
- (4) 使用人の住民票の写し及び登記事項証明書等
- ① 許可証の写し

更新許可申請又は変更許可申請の場合には、許可証の写しを添付させること。更新前又は変更前の許可証は、更新後又は変更後の許可証を交付する際に引き換えるものとする。

(4) 優良認定業者の扱い

「優良産廃業者認定制度運用マニュアル」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)に基づき、所定の申出を行い基準に適合したものは、優良認定業者である旨を記載した許可証を交付すること。また、この場合の許可の有効期間は、7年とすること。

2 収集運搬業の届出

(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を市長あてに提出させること。

なお、変更届の内容が、住所、氏名又は名称、積替え又は保管の場所に関する事項などの許可証記載事項に係るものは、許可証の書換交付となるため、許可証の交付時に副本を返却するものとし、変更届の内容が運搬車両などの許可証記載事項以外の場合は、許可証の書換交付とならないので、届出受理後に副本を返却するものとする。

また、廃止届の内容が収集運搬業の一部廃止の場合は、許可証の書換交付となるため、許可証の交付時に副本を返却するものとし、全部廃止の場合は、届出受理後に副本を返却するものとする。

区 分 届出書様式		添付書類	提出部数	
産業	業変更届産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書		下記(3)のとおり	
廃棄物	廃止届	(省令様式第十一号)	下記(4)のとおり	正本1部
特別管	変更届特別管理産業廃棄物処理業廃止(変更)		下記(3)のとおり	副本1部
理産業廃棄物	廃止届	届出書 (省令様式第十七号) 	下記(4)のとおり	

(2) 届出書受理の際の留意事項

ア 届出書の受理にあたっては、必要事項の記載内容や添付書類の有無を確認し、届出の適正を期すこと。 特に、届出書の「変更した事項の内容」欄に記載する事項がある場合には、氏名(ふりがなを含む。)、 生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、届出書に添付される 住民票の写し又は登記簿記載事項証明書と照合すること。

(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、概ね次のとおりとする。

ア 住所の変更

② 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

申請者が法人の場合には、事業場の付近の見取図

- ⑧ 登記簿記載事項証明書(申請者が法人である場合)
- ⑨ 住民票の写し(申請者が個人である場合)
- (15) 許可証の写し

イ 氏名又は名称の変更

- ⑧ 定款又は寄附行為及び登記簿記載事項証明書(申請者が法人である場合)
- ⑨ 住民票の写し及び登記事項証明書等(申請者が個人である場合)
- (15) 許可証の写し
- ウ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更
 - ⑧ 登記簿記載事項証明書(役員変更の場合)
 - ⑩ 法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書等
 - ① 役員の住民票の写し及び登記事項証明書等(申請者が法人である場合)
 - ② 出資者等の住民票の写し及び登記事項証明書等若しくは登記簿記載事項証明書(出資者が法人である場合)
 - (4) 使用人の住民票の写し及び登記事項証明書等
 - ⑤ 許可証の写し(法人の代表者の変更の場合)
- エ 事務所及び事業場の所在地の変更
 - ② 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

申請者が法人の場合には事務所の付近の見取図、申請者が個人の場合には事務所の付近の見取図

- (15) 許可証の写し(書換えが生じる場合)
- オ 事業の用に供する施設 (運搬容器その他これに類するものを除く。)並びに当該施設の設置場所及び構造又は規模の変更
 - ① 事業計画の概要を記載した書類 変更後の事業計画の概要を記載した書類(省令様式第六号の二 (第1~5面))
 - ② 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 - (ア) 車庫の配置図及び付近の見取図
 - (イ) 運搬車両の前面(真正面)及び側面(真横)からの写真(自動車登録番号及び車体形状が判明し、運搬車の表示がされていることが確認できるものに限る。)
 - ③ 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類 運搬車両の登録等を証する書類(自動車検査証等)の写し
 - 15 許可証の写し(書換えが生じる場合)
- (4) 廃止届の添付書類
 - ア 収集運搬業の一部廃止の場合
 - (15) 許可証の写し
 - イ 収集運搬業の全部廃止の場合
 - 許可証

3 収集運搬業の許可証の再交付と返納

(1) 許可証の再交付

許可証を破り、汚し、又は失ったときは、次により市長あてに申請させること。その際、再交付の理由を確認するなど申請の適正を期すこと。なお、許可証の再交付時に副本を返却するものとする。

様 式	添付書類	提出部数
許可証等再交付申請書	許可証	正本1部
(様式第二十二号)	(許可証を失ったときを除く。)	副本1部

(2) 許可証の返納

許可を取り消されたとき又は許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは、次により市長あてに許可証を返納させること。

様 式	添付書類	提出部数
許可証等返納書(様式第二十三号)	許可証	正本1部

第2 処分業の許可申請又は届出等

1 処分業の許可申請

(1) 許可申請書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び新規許可申請、更新許可申請又は変更許可申請の区分に応じ、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を市長あてに提出させること。

なお、申請書副本は許可証の交付時に申請者に返却するものとする。

区	分	申請書様式	添付書類	提出部数
	新規許可	産業廃棄物処分業許可申請書		
産業廃棄物	更新許可		別紙2「(特別管理)産業廃棄物処	
	変更許可	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申 請書 (省令様式第十号)	分業許可申請書 添付書類チェッ クリスト」によ	正本1部
	新規許可	特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	る。	副本1部
特別管理産業廃棄物	更新許可	(省令様式第十四号)	内容及び留意事 項は下記(3)のと	
	変更許可	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変 更許可申請書 (省令様式第十六号)	事業範囲変おり。	

(2) 許可申請受理の際の留意事項

- ア 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物との混合物を取り扱う場合は、特別管理産業廃棄物処分業と産業廃棄物処分業との両許可を取得させること。
- イ 申請書の受理にあたっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。特に、申請書の「申請者」欄から「令第6条の10に規定する使用人」欄までの各欄については、氏名又は名称(ふりがなを含む。)、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、申請書に添付される住民票の写し又は登記簿記載事項証明書と照合すること。
- ウ 更新許可申請書は、標準処理期間(40日)を考慮し、許可期限日の3箇月前から40日前までに提出することを原則とすること。

更新許可申請書の受付後に、5年の許可期間を経過しても、更新許可申請に対する行政処分が行われるまでの間は、従前の許可がその効力を有することとなるので、その旨を申請者に伝えること。なお、5年の許可期間後に更新許可をした場合の有効期間は、従前の許可期間満了の日の翌日から起算すること。

- エ 更新許可申請を許可期間内に行わない場合は、期間の経過によってその効力を失うこととなるので、 その後の申請は、更新許可申請ではなく新規許可申請扱いとなること。
- オ 更新許可申請の際、繰上げ更新を希望する場合には、その旨を申請書に朱書きさせること。
- カ 更新許可申請の際、許可内容を変更し又は事業範囲の一部廃止を行う場合には、別途、変更許可申請 又は一部廃止届をする必要があること。
- キ 変更許可申請書の「許可に係る事業範囲」欄には、変更前の事業の範囲を記載するものであること。
- ク 変更許可により許可証の「許可の有効年月日」は変わらないものであること。
- ケ 新規又は変更許可申請の際、適正要綱に基づく事前協議及び紛争予防条例の手続が必要な場合には、 手続が完了していることを確認すること。

(3) 添付書類の内容及び留意事項

許可申請の区分に応じ、申請書に添付すべき書類は、別紙2「(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請 書添付書類チェックリスト」のとおりであるが、その内容と留意事項は次のとおりである。

なお、当該書類が幾たびも発行される性質のものでない場合を除いて、第三者が証明等を行った書類に ついては、原本を添付させるものとする。

また、産業廃棄物処分業の許可申請と特別管理産業廃棄物処分業の許可申請を同時に行う場合や特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請と特別管理産業廃棄物処分業の許可申請とを同時に行う場合などには、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書に、様式第八号の添付書類省略理由書を添付させることとする。

- ① 事業計画の概要を記載した書類
 - ア 事業計画の概要は、様式第九号の1~5に記載するものとする。
 - イ 様式第九号の1中「産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類」欄には、混合物であっても個々の 産業廃棄物の種類を記入させること。
- ② 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - ア 平面図、立面図、断面図(縦断及び横断面図)及び構造図のほか、処理施設(保管場所を含む。) の配置図を添付させること。

なお、処分前後の産業廃棄物の保管施設の共用又は特別管理産業廃棄物の保管施設との共用は認めない。

イ 設計計算書は、処理能力を算出した根拠を示すものであること。

最終処分場については、実測求積図及び埋立容量計算書(更新許可申請の場合には、残面積及び残容量についての実測求積図及び埋立容量計算書)が必要であること。

ウ 処理施設の付近の見取図として、事業場の付近の見取図を添付させること。

また、公図の写しとして、処理施設(保管の場所を含む。)の配置を図示したもの並びに処理施設に係る土地の地番、地目及び所有者を明記したものを添付させるものとする。

エ 最終処分場にあっては、周囲の地形及び地質に関する書類及び図面のほか、地下水の状況を明らかにする書類として、地下水等の試験検査成績書を添付させること。

地下水等の試験検査成績書は、新規許可申請の場合には、許可申請埋立開始前の周縁地下水等の測定結果を、また、更新許可申請の場合には、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)に規定する放流水、浸透水、周縁地下水等の1年以内の測定結果を記載したものとする。

- オー上記のほか、次の書類も添付させること。
 - (ア) 施設 (保管場所を含む。)の写真

施設全景及び主要な施設を撮影したもの(保管場所の掲示板を含む。)

- (4) 中間処理施設にあっては、産業廃棄物処理工程図
- (ウ) 保管量の上限を示す図面及び計算書
- (エ) 保管高の上限を示す図面及び計算書(屋外で容器を用いずに保管する場合)
- カ 法第15条施設にあっては、産業廃棄物処理施設設置(変更)許可を受けたものと変更がない場合には、産業廃棄物処理施設許可証の写しを添付することにより、平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を省略することができるものであること。

なお、当該施設を承継(譲受け若しくは借受け、許可施設設置者である法人の合併若しくは分割又は相続) した場合には、当該承継に係る許可証、認可証又は受理された相続届出書の写しを添付するものとする。

- ③ 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類
 - ア 施設に係る土地の登記簿記載事項証明書

施設に係る土地の所有者と申請者とが異なる場合は、使用賃借契約書等の使用権原を証する書類を添付させること。

- イ 中間処理施設については、引き渡し証明書、売買契約書及び領収書等の代金受領証又は償却資産課税台帳の登録事項証明書とし、当該施設の所有権を有しない場合は、使用賃借契約書等の使用権原を証する書類を添付させること。
- ④ 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類(埋立処分及び海洋投入処分を業として行う場合を除く。)
 - ア 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類は、様式第十号によるものとする。
 - イ 処分後の産業廃棄物の処理を他人に委託しようとする場合は、処分委託契約書及び処理業者等の許可証の写し又はこれらに類する書類を添付させること。ただし、新規許可申請の場合は不要とする。
 - ウ 処分後の産業廃棄物を自ら処理しようとする場合は、②及び③に準じた書類を添付させること。
 - エ 処分後のものが再生製品となる場合は、再生製品の製品規格等、再生製品が通常製品と同様に流通できることを証する書類及び再生製品の売買契約書の写し又はこれらに類する書類により、再生製品が廃棄物でないことを明らかにさせること。
- ⑤ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録済証の写し(海洋投入処分を業として行う場合)

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第10条第2項第3号又は第4号の規定により廃棄物を海洋投入する場合には、海上保安庁長官の登録を受けなければならないものであること。

- ⑥ 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
 - ア 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程の修了証の写しとする(必要に応じて、同センターホームページ内で対象受講者の合格が確認できるページの写しをこれに代えることができるものとする。)。

なお、必ず本証と照合すること。

- イ アの講習の修了者は、申請者(法人の場合には、その代表者、役員又は使用人)とする。 なお、法人の監査役は業務を行う役員とは考えられないので、修了者が監査役の場合は、申請者の 能力に係る基準を満たしていないものとして取り扱うこと。
- ウ 許可申請の区分に応じ、修了すべき講習の種類と修了時期は下表のとおりとする。

区	分	講習の種類	講習の修了時期	
		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の 処分課程(新規)	申請受付日前5年以内	
	新規許可	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の 処分課程(更新)	申請受付日前2年以内 (注)	
産業	更新許可	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の 処分課程(新規)	許可期限日前5年以内	
(文利計刊 	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の 処分課程(更新)	許可期限日前2年以內	
	直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会 変更許可 了証の写しは、当該修了者が引き続いて在籍する場合には、受講 を問わず有効とする。			
	新規許可	特別管理産業廃棄物の処分課程(新規)	申請受付日前5年以内	
		特別管理産業廃棄物の処分課程(更新)	申請受付日前2年以内 (主)	
特別管	再纯洗司	特別管理産業廃棄物の処分課程(新規)	許可期限日前5年以内	
理産業	更新許可	特別管理産業廃棄物の処分課程(更新)	許可期限日前2年以内	
廃棄物	変更許可	直近の新規許可又は更新許可時に有効と 了証の写しは、当該修了者が引き続いて を問わず有効とする。		

- (注) 現に処分業の許可を取得している場合又は個人事業者が法人化する場合であって同一の者が受講している場合に 限る。
- ① 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法は、様式第十一号に記載するものとする。

- ⑧ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(申請者が法人である場合)
 - ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は税務署の受付印又は電子申請等証明書のある 確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し及び納税証明書(その1)納税額等証明書とし、貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は確定申告書に添付して税務署に提示 するものと同一のものとすること。
 - イ 事業開始後、定款で定める第一期の決算期を迎えていない者については、商法第33条第2項に規 定する開業時の貸借対照表を添付すれば足りるものであること。
 - ウ 設立年度により3年分の書類が添付できない場合には、1年分又は2年分の書類を添付すれば足りるものであること。
 - エ 法人税未納税者については、一般に、事業を継続して行うに足りる経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納税の猶予又は納付委託等の措置がとられている者についてはこの限りでない。
 - オ 直前3年の各事業年度の当期純利益がすべて損失になっている場合は、損失の原因と今後の経営改善に関する計画書を添付させること。また、債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書等、経理的基礎を有することを確認できる書類を添付させること。
- ⑨ 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(申請者が個人である場合)
 - ア 資産に関する調書は、様式第十二号とする。
 - イ 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、税務署の受付印又は電子申請等証明書のある 確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し及び納税証明書(その1)納税額等証明書とする。た だし、申請者が直前3年間に給与所得者であった場合には、給与所得期間の所得税納税証明書は発 行されないので、源泉徴収票や住民税納税証明書等を所得税納税証明書とみなす。
 - ウ 所得税未納税者については、一般に、事業を継続して行うに足りる経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納税の猶予又は納付委託等の措置がとられている者についてはこの限りでない。
 - エ 資産に関する調書において、負債額が資産額に比べて著しく多い場合は、借入金の返済計画又は今後の経営改善に関する計画書を添付させること。(中小企業診断士の診断書等、経理的基礎を有することを確認できる書類を添付)
- ⑩ 定款又は寄附行為及び登記簿記載事項証明書(申請者が法人である場合)
 - ア 定款又は寄附行為の事業目的及び登記簿記載事項証明書「目的」欄に産業廃棄物の処理を業とする 旨(同様の行為を含む。)が含まれていることを確認すること。含まれていない場合は、改正及び変 更登記の後に申請させることを原則とするが、速やかに改正及び変更登記をする旨の誓約書等を添 付させることで受理することも認めるものとする。ただし、その場合には、後日、改正後の定款又 は寄附行為及び変更登記後の登記簿記載事項証明書を提出させること。
 - イ 登記簿記載事項証明書は、受付日前3箇月以内に交付されたものであること。
- ① 申請者の住民票の写し及び登記事項証明書等(申請者が個人である場合) 住民票の写し(本籍(外国人の場合は国籍等)の記載のあるものに限るものとする。)及び登記事項 証明書等は、受付日前3箇月以内に交付されたものであること(以下同じ。)。
- (12) 法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書等
- (3) 役員の住民票の写し及び登記事項証明書等(申請者が法人である場合)
- ④ 出資者等の住民票の写し及び登記事項証明書等若しくは登記簿記載事項証明書(出資者が法人である場合)
- ⑤ 誓約書(申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面)(様式第四号)
- (16) 使用人の住民票の写し及び登記事項証明書等
- ① 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類(感染性産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物である廃石綿等の処理を業として行う場合を除く。)
 - ア 分析を行う設備の配置図及び平面図
 - イ 分析機器の種類の一覧
 - ウ 分析を行う設備の所有権又は使用権原を証する書類

エ 放射性同位元素設備機器を使用する場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法 律 (昭和 32 年法律第 167 号) に基づく届出の受理を示す書類

なお、特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備は、別紙6に掲げる設備のうち、取り扱う廃棄物の種類に応じた設備が必要となる。

- (8) 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを 証する書類(感染性産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物である廃石綿等の処理を業として行う場合を除 く。)
 - ア 学歴を証する書類(卒業証書の写し、卒業証明書又は資格を証する書類)
 - イ 実務経験を証する書類(雇用者の証明書) なお、特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者の資格は、別紙7のとおりである。
- 19 他法令等許認可証等の写し

申請を行うにあたって、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれらを取得させることが望ましいが、やむを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

20 許可証の写し

更新許可申請又は変更許可申請の場合には、許可証の写しを添付させること。更新前又は変更前の許可証は、更新後又は変更後の許可証を交付する際に引き換えるものとする。

- ② 適正要綱に基づく事前協議完了通知書の写し(取扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類を変更する場合を除く。)
- ② 紛争予防条例に規定する環境保全協定書の写し又はあっせん打切り通知の写し(取扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類を変更する場合を除く。)

(4) 優良認定業者の扱い

「優良産廃業者認定制度運用マニュアル」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)に基づき、所定の申出を行い基準に適合したものは、優良認定業者である旨を記載した許可証を交付すること。また、この場合の許可の有効期間は、7年とすること。

2 処分業の届出

(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な資料を添付させ、必要部数を市長に提出させること。

なお、変更届の内容が、住所、氏名又は名称などの許可証記載事項に係るものは、許可証の書換交付となるため、許可証の交付時に副本を返却し、変更届の内容が許可証記載事項以外の場合は、許可証の書換交付とならないので、届出受理時に副本を返却するものとする。

また、廃止届の内容が処分業の一部廃止の場合は、許可証の書換交付となるため、許可証の交付時に副本を返却するものとし、全部廃止の場合は、届出受理時に副本を返却するものとする。

区 分 届出書様式		添付書類	提出部数	
産業変更届		産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書	下記(3)のとおり	
廃棄物	廃止届	(省令様式第十一号)	下記(4)のとおり	正本1部
特別管 変更届 理産業		特別管理産業廃棄物処理業廃止(変更)	下記(3)のとおり	副本1部
连连某 廃棄物	廃止届	届出書 (省令様式第十七号)	下記(4)のとおり	

(2) 届出書受理の際の留意事項

ア 届出書の受理にあたっては、必要事項の記載内容や添付書類の有無を確認し、届出の適正を期すこと。 特に、届出書の「変更した事項の内容」欄に記載する事項がある場合には、氏名(ふりがなを含む。)、 生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、届出書に添付される 住民票の写し又は登記簿記載事項証明書と照合すること。

(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、概ね次のとおりとする。

ア 住所の変更

② 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

申請者が法人の場合には、事業場の付近の見取図

- ⑩ 登記簿記載事項証明書(申請者が法人である場合)
- ① 住民票の写し及び登記事項証明書等(申請者が個人である場合)
- ② 許可証の写し

イ 氏名又は名称の変更

- ⑩ 定款又は寄附行為及び登記簿記載事項証明書(申請者が法人である場合)
- ① 住民票の写し(申請者が個人である場合)
- ② 許可証の写し

ウ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更

- ⑩ 登記簿記載事項証明書(役員変更の場合)
- (12) 法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書等
- ③ 役員の住民票の写し及び登記事項証明書等(申請者が法人である場合)
- ④ 出資者等の住民票の写し及び登記事項証明書等若しくは登記簿記載事項証明書(出資者が法人である場合)
- (16) 使用人の住民票の写し及び登記事項証明書等
- ② 許可証の写し(法人の代表者の変更の場合)

エ 事務所及び事業場の所在地の変更

② 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

申請者が法人の場合には事務所の付近の見取図、申請者が個人の場合には事務所の付近の見取図

② 許可証の写し(書換えが生じる場合)

- オ 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)並びに当該施設の設置場所及び構造又は規模の変更
 - ① 事業計画の概要を記載した書類 変更後の事業計画の概要を記載した書類(様式第九号の1~5)
 - ② 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - ③ 事業の用に供する施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類
 - 20 許可証の写し(書換えが生じる場合)

(4) 廃止届の添付書類

- ア 処分業の一部廃止の場合
 - 20 許可証の写し
- イ 処分業の全部廃止の場合
 - 許可証

3 処分業の許可証の再交付と返納

(1) 許可証の再交付

許可証を破り、汚し、又は失ったときは、次により市長あてに申請させること。その際、再交付の理由を確認するなど申請の適正を期すこと。

なお、許可証の再交付時に副本を申請者に返却するものとする。

様式	添付書類	提出部数
許可証等再交付申請書	許可証	正本1部
(様式第二十二号)	(許可証を失ったときを除く。)	副本1部

(2) 許可証の返納

許可を取り消されたとき又は許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは、次により市 長あてに許可証を返納させること。

様式	添付書類	提出部数
許可証等返納書(様式第二十三号)	許可証	正本1部

第3 許可証の交付

1 統一許可番号(11桁)の交付手続き

- (1) 統一許可番号を有しない者から、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可申請を受理した段階で、環境省産業廃棄物行政情報システムで固有番号申請をする。
- (2) 別紙8の「産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業許可証の許可番号」により、環境省で付された当該業者の固有番号(6桁)の前に浜松市の5桁の番号を加え、11桁の統一許可番号として当該許可証に付する。
- (3) 他都道府県等で統一許可番号を有している場合には、その固有番号を付与することとし、許可番号リストによる連絡は必要ない。

ただし、複数の都道府県等で付された固有番号(6桁)が異なっている場合には、固有番号の重複付与の可能性があるので、確認の意味で許可番号リストによる連絡をすること。

2 許可日の取扱い

(1) 許可の年月日は、決裁の日とする。許可の有効期間は通常5年であるので、許可の有効年月日は、5年経過後の許可日に応当する日の前日となる。ただし、最後の月に応当する日がない場合は、その月の末日とする(民法第143条、暦による計算による)。特に、3月1日が許可日となる場合は、許可の有効年月日に注意すること。

例1:許可の年月日令和元年11月11日許可の有効年月日令和6年11月10日例2:許可の年月日令和2年2月29日許可の有効年月日令和7年2月28日

(2) 運搬先処理施設設置者が、産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可(新規又は変更に限る。)申請中の場合にあっては、産業廃棄物収集運搬業と産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物処分業の許可日を統一するので、許可に当たっては、運搬先許可担当部署と協議すること。

3 許可証の記載

(1) 収集運搬業の許可証

ア 事業の範囲

- (ア) 「積替え及び保管を除く」又は「積替え及び保管を含む」と記載すること。
- (イ) 「産業廃棄物の種類」を別紙9「産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)コード表」の順に記載し、「以上〇〇種類」と合計種類数を記載すること。
- (ウ) 「石綿含有産業廃棄物」、「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」を含む廃棄物については品目は指定せず、許可品目記載後に括弧書きで「含む」場合のみ記載することとする。
- イ 積替え又は保管を行う場所の所在地及び面積並びに積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

アの(ア)で、積替え及び保管を含むに該当する場合に記載し、その他の場合は「****」とすること。

積替え又は保管を行う産業廃棄物に「石綿含有産業廃棄物」、「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀 含有ばいじん等」を含む場合には、該当品目ごとに括弧書きで記載することとする。

例 廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物を含む)

表面に記載できない場合は、「裏面のとおり」と記載し、裏面にその内容を記載すること。また、積替え又は保管を行う場所の所在地については市名から記載し、地番表記とする。

ウ 許可の条件

許可に当たり、申請者に対して、法に規定する基準を遵守させ、かつ、生活環境の保全上の支障を 生じさせるおそれのないようにするための具体的な手段、方法等について付す場合に記載すること。 例えば、運搬経路又は搬入時間帯を指定することなどが考えられる。

エ 許可の更新又は変更の状況

更新許可、変更許可、変更届による書換えなど、許可証に係る履歴を日付とともに記載すること。 新規許可の場合は、1行目に「****」を記入することとし、新規許可後の状況を許可証の交付の際に追加していくものとする。なお、更新許可の際には、それ以前の変更届又は廃止届による書換えの履歴は削除することとする。

例1:新規許可の場合

例2:変更許可の場合

平成 9年10月 9日 新規許可 令和 元年12月 1日 変更許可

例3: 更新許可の場合

平成26年12月 1日 新規許可 令和 元年12月 1日 更新許可

例4:変更届による書換えの場合

平成26年10月 9日 新規許可

平成28年 4月 1日 住所変更に伴う書換

平成29年11月 1日 変更許可

平成30年 6月29日 代表者変更に伴う書換 平成31年 1月14日 一部廃止に伴う書換

平成31年 3月 1日 許可証の再交付

例5:変更許可、変更届による書換えの後の更新許可の場合

例4の場合で、令和元年10月9日に更新許可を行うと、

平成26年10月 9日 新規許可 令和 元年10月 9日 更新許可

オその他

許可証の住所は、原則として県名から記載すること。また、法人の名称については、㈱、制等と省略せず、株式会社、有限会社等とすること。なお、交付にあたっては、市長印を押印すること。

(2) 処分業の許可証

ア 事業の範囲

事業の区分として「中間処分」又は「最終処分」と記載し、次に処分の方法と取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類を別紙9「産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)コード表」の順に記載すること。

例:破砕処分 - 廃プラスチック類、木くず、金属くず

イ 事業の用に供するすべての施設

施設の種類、設置場所、設置年月日、許可年月日、許可番号及び処理能力を記載する。表面に記載できない場合は、「裏面のとおり」とし、裏面にその内容を記載すること。

(ア) 施設の種類

例えば、破砕施設、圧縮施設と記載するが、焼却施設と埋立施設については、その構造によって 焼却施設(多段式)、埋立施設(安定型)と記載する。

(4) 設置場所

施設が設置されている代表地番と外○筆と、市名から記載する。

(ウ) 設置年月日、設置許可年月日及び設置許可番号 次表のとおりとする。

	設置年月日	設置許可年月日	設置許可番号
法第15条第1項の規定による許可施設	処分業の用に	設置許可証の年月日(注2)	(変更)許可番号
平成4年7月4日前になされた届出施設	供する施設と	審査通知書の年月日 ^(注2)	審査通知書の番号
平成9年政令第269号の施行に伴ったみなし許可施設 (注1)	して処分業の (変更)許可さ	平成9年12月1日 (注2)	みなし許可 番号
平成 12 年政令第 493 号の施行に伴った みなし許可施設	れた年月日又は変更届受理	平成13年2月1日 (注2)	みなし許可 番号
上記以外	年月日	_	_

- (注1) 複数の燃焼室を合算させた場合を含む。
- (注2) 構造規模変更許可された施設については、構造規模変更許可年月日を併記する。

(江) 如理能力

処分する産業廃棄物ごとの処理能力を記載することとする。

また、1日8時間以外の能力の場合は括弧書きで時間を記載することとする。

例:24時間稼働の場合

廃プラスチック類 200 t/日(24時間)

なお、最終処分場については、埋立地の面積及び埋立容量を記載するものとし、産業廃棄物ごとの 記載は不要である。

ウ 許可の条件

許可に当たり、申請者に対して、法に規定する基準を遵守させ、かつ、生活環境の保全上の支障を 生じさせるおそれのないようにするための具体的な手段、方法等について付す場合に記載すること。 例えば、中間処理に伴い生ずる排ガス、排水等の処理方法を具体的に指定することなどが考えられ る。

- エ 許可の更新又は変更の状況
 - (1)のエの例による。
- オその他
 - (1)の才の例による。

4 許可証交付時の留意事項

(1) 許可証の交付

許可証の交付は許可日当日に行うことを原則とするが、更新許可の場合の許可日が土日又は祝日等にあたる場合には、事前交付も可能とする。なお、更新許可、変更許可及び書換を伴う変更届又は廃止届に係る許可証の交付は、旧許可証と引き換えとすること。

(2) 委託契約の締結の指導

委託基準に基づく適正な委託が行われるよう、排出事業者と産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業 廃棄物収集運搬業者との間の二者契約及び排出事業者と産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処 分業者との間の二者契約を徹底するよう指導すること。

(3) 試験検査の実施の指導

試験検査の必要な産業廃棄物については、排出事業所が年1回以上実施すべきものであることを、処理 業者に対しても周知すること。

(4) 各種報告義務の周知

処理業許可に係る届出のほか、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における処理 の実績を記載した下記の報告書を提出しなければならないことを周知すること。

ア 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)運搬実績報告書(適正処理条例様式第8号)

イ 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分実績報告書(適正処理条例様式第9号)

5 標準処理期間

許可申請に対する標準処理期間は、収集運搬業許可関係・処分業許可関係とも 40 日となっているので、 迅速かつ公平な処理を図ること。

なお、標準処理期間は、適法な申請を処理することを前提として定めたものであり、不備な申請は通常の 態様の申請とみられないことから、通常要すべき標準的な期間の解釈として、標準処理期間には、申請書の 補正に要する期間は含まれない。

第4章 廃棄物処理施設

第1 産業廃棄物処理施設設置の許可申請又は届出等

1 産業廃棄物処理施設設置許可の申請

(1) 添付書類

申請書に添付すべき書類は、別紙3「産業廃棄物処理施設設置許可申請書 添付書類チェックリスト」のとおりであるが、省令第11条第6項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

ア 共通書類

他法令等の許認可証等の写し(手続き中の場合はその旨を示す書類)

イ 事前協議対象施設

適正要綱に基づく事前協議完了通知書の写し

- ウ 事前協議対象外施設
- (ア) 処理施設の所有権又は使用権原を証する書類
- (4) 保管施設の構造を示す図面
- (ウ) 処理施設に係る土地の登記簿の謄本及び公図の写し(申請者が所有権を有しない場合は、その使用権原を証する書類)
- 工 紛争予防条例対象施設

紛争予防条例に規定する環境保全協定書の写し又はあっせん打切り通知の写し

(2) 留意事項

ア 他法令等の許認可

申請を行うにあたって、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれを取得させることが望ましいが、止むを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

イ 技術管理者

使用開始時までに技術管理者を確保するよう十分指導すること。

ウ 許可申請

紛争予防条例対象施設については、正当な理由がなく、紛争予防条例の手続き終了前に許可申請を行った場合、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者と認め、許可をしてはならない

ものとする。

エ 許可番号の付与

産業廃棄物処理施設設置許可証に記載する許可番号は、別紙10に従って付与するものとする。

オ 直前3年の各事業年度の当期純利益がすべて損失になっている場合は、損失の原因と今後の経営改善 に関する計画書を添付させること。また、債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書等、経理的基礎 を有することを確認できる書類を添付させること。

(3) 標準処理期間

- ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 設置許可申請の標準処理期間は120日とする。
- イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの 設置許可申請の標準処理期間は40日とする。

2 産業廃棄物処理施設変更許可の申請

(1) 添付書類

申請書に添付すべき書類は、別紙3「産業廃棄物処理施設設置許可申請書 添付書類チェックリスト」のとおりであるが、省令第12条の9第3項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

ア 共通書類

他法令等の許認可証等の写し(手続き中の場合はその旨を示す書類)

イ 事前協議対象施設

適正要綱に基づく事前協議完了通知書の写し

- ウ 事前協議対象外施設
- (ア) 処理施設の所有権又は使用権原を証する書類
- (4) 保管施設の構造を示す図面
- (ウ) 処理施設に係る土地の登記簿の謄本及び公図の写し(申請者が所有権を有しない場合は、その使用権原を証する書類)
- 工 紛争予防条例対象施設

紛争予防条例に規定する環境保全協定書の写し又はあっせん打切り通知の写し

(2) 留意事項

ア 他法令等の許認可

申請を行うにあたって、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれを取得させることが望ましいが、止むを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

イ 処理施設の概要書

変更部分を明示すること。

ウ 許可申請

紛争予防条例対象施設については、正当な理由がなく、紛争予防条例の手続き終了前に許可申請を行った場合、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者と認め、許可をしてはならないものとする。

エ 許可番号の付与

産業廃棄物処理施設設置変更許可証に記載する許可番号は、別紙10に従って付与するものとする。

オ 直前3年の各事業年度の当期純利益がすべて損失になっている場合は、損失の原因と今後の経営改善 に関する計画書を添付させること。また、債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書又は金融機関の 融資証明等、経理的基礎を有することを確認できる書類を添付させること。

(3) 標準処理期間

- ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 設置変更許可申請の標準処理期間は120日とする。
- イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの 設置変更許可申請の標準処理期間は40日とする。

3 産業廃棄物処理施設使用前検査の申請

(1) 添付書類

省令第12条の4第2項の「その他参考になる書類又は図面」は、次のとおりとする。

- ア 竣功写真(施設の全景及び主要な部分を撮影したもの)
- イ 関係法令の規定による許可等の状況(様式第十四号)
- ウ 産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証の写し

(2) 留意事項

ア 検査内容

申請内容との相違の有無について確認を行うものとする。

イ 検査不適の場合

検査の結果申請内容と相違があった場合は、申請内容どおり施工させ再検査すること。

ウ検査確認通知

検査の結果申請内容どおり施工されている場合は、申請者に産業廃棄物処理施設使用前検査確認通知書(様式第十五号)を交付するものとする。

(3) 標準処理期間

使用前検査申請の標準処理期間は30日とする。 変更申請に伴う使用前検査申請の標準処理期間は30日とする。

4 産業廃棄物処理施設軽微変更届

(1) 添付書類

省令第12条の10の2第2項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。 ア 廃止にあっては、産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証

(2) 留意事項

ア 廃止及び休止にあっては、産業廃棄物の全量が適正処理されたことを確認すること。

5 産業廃棄物処理施設譲受け又は借受け許可の申請

(1) 添付書類

省令第12条の11の12第2項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

- ア 産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証の写し
- イ 譲渡者に当該施設に係る環境保全協定が存在するときは、その継続についての確認ができるもの。

(2) 留意事項

ア 他法令等の許認可

申請を行うにあたって、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれを取得させることが望ましいが、止むを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

(3) 標準処理期間

譲受け等許可申請の標準処理期間は40日とする。

6 産業廃棄物許可施設設置法人合併又は分割の認可の申請

(1) 添付書類

省令第12条の11の13第2項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

- ア 産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証の写し
- イ 譲渡者に当該施設に係る環境保全協定が存在するときは、その継続についての確認ができるもの。

(2) 留意事項

ア 他法令等の許認可

申請を行うにあたって、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれを取得さ

せることが望ましいが、止むを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

(3) 標準処理期間

合併分割認可申請の標準処理期間は40日とする。

7 産業廃棄物処理施設相続届

(1) 添付書類

省令第12条の12第2項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

- ア 産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証の写し
- イ 譲渡者に当該施設に係る環境保全協定が存在するときは、その継続についての確認ができるもの。

(2) 留意事項

ア 他法令等の許認可

申請を行うにあたって、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれを取得させることが望ましいが、止むを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

8 産業廃棄物最終処分場廃止確認申請

(1) 添付書類

省令第12条の11の2第2項で規定する書類を添付させること。

- ア 公図 (埋立区域を記載したもの)
- イ 廃止時の処理施設の写真(処理施設の全景及び主要な部分を撮影したもの)

(2) 留意事項

- ア 廃止基準に適合していること。
- イ 計画どおりの土木工事が完了していること。

(3) 標準処理期間

廃止確認申請の標準処理期間は30日とする。

9 産業廃棄物処理施設設置許可証の再交付と返納

(1) 許可証の再交付

許可証を破り、汚し、又は失ったときは、次により市長あてに申請させること。その際、再交付の理由を確認するなど申請の適正を期すこと。

なお、許可証の再交付時に副本を申請者に返却するものとする。

様 式	添付書類	提出部数
許可証等再交付申請書	許可証	正本1部
(様式第二十二号)	(許可証を失ったときを除く。)	副本1部

(2) 許可証の返納

許可を取り消されたとき又は許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは、次により市 長あてに許可証を返納させること。

様 式	添付書類	提出部数
許可証等返納書(様式第二十三号)	許可証	正本1部

第2 一般廃棄物処理施設設置の許可申請又は届出等

1 一般廃棄物処理施設設置許可の申請

(1) 添付書類

申請書 (様式第十三号) に添付すべき書類は、別紙4 「一般廃棄物処理施設設置許可申請書 添付書類 チェックリスト」のとおりであるが、規則第 24 条第 2 項で規定するもののほか、施設の区分別に次の書類を添付させること。

ア 共通書類

- (ア) 他法令等の許認可証等の写し(手続き中の場合はその旨を示す書類)
- (イ) 処理計画に適合することを示す書類
- イ 事前協議対象施設

適正要綱に基づく事前協議完了通知書の写し

- ウ事前協議対象外施設
 - (ア) 処理施設の所有権又は使用権原を証する書類
 - (4) 保管施設の構造を示す図面
 - (ウ) 処理施設に係る土地の登記簿の謄本及び公図の写し(申請者が所有権を有しない場合は、その使用権原を証する書類)
- 工 紛争予防条例対象施設

紛争予防条例に規定する環境保全協定書の写し又はあっせん打切り通知の写し

(2) 留意事項

ア処理計画

処理計画に適合するものであることを処理計画の所管課に確認すること。

イ 他法令等の許認可

申請を行うにあたって、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれを取得させることが望ましいが、止むを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

ウ 技術管理者

使用開始時までに技術管理者を確保するよう十分指導すること。

工 許可申請

紛争予防条例対象施設については、正当な理由がなく、紛争予防条例の手続き終了前に許可申請を行った場合、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者と認め、許可をしてはならないものとする。

オ 許可番号の付与

一般廃棄物処理施設設置許可証に記載する許可番号は、別紙10に従って付与するものとする。

カ 直前3年の各事業年度の当期純利益がすべて損失になっている場合は、損失の原因と今後の経営改善 に関する計画書を添付させること。また、債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書又は金融機関の 融資証明等、経理的基礎を有することを確認できる書類を添付させること。

(3) 標準処理期間

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 設置許可申請の標準処理期間は120日とする。

イ ア以外の一般廃棄物処理施設に係るもの

設置許可申請の標準処理期間は40日とする。

2 一般廃棄物処理施設変更許可の申請

(1) 添付書類

申請書(様式第十三号の 2)に添付すべき書類は、別紙4「一般廃棄物処理施設設置許可申請書 添付書類チェックリスト」のとおりであるが、規則第29条第2項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

ア 共通書類

- (ア) 他法令等の許認可証等の写し(手続き中の場合はその旨を示す書類)
- (イ) 処理計画に適合することを示す書類

イ 事前協議対象施設

適正要綱に基づく事前協議完了通知書の写し

- ウ 事前協議対象外施設
 - (ア) 処理施設の所有権又は使用権原を証する書類
 - (イ) 保管施設の構造を示す図面
 - (ウ) 処理施設に係る土地の登記簿の謄本及び公図の写し(申請者が所有権を有しない場合は、その使用権原を証する書類)
- 工 紛争予防条例対象施設

紛争予防条例に規定する環境保全協定書の写し又はあっせん打切り通知の写し

(2) 留意事項

ア処理計画

処理計画に適合するものであることを処理計画の所管課に確認すること。

イ 他法令等の許認可

申請を行うにあたって、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれを取得させることが望ましいが、止むを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

ウ 処理施設の概要書

変更部分を明示すること。

工 許可申請

紛争予防条例対象施設については、正当な理由がなく、紛争予防条例の手続き終了前に許可申請を行った場合、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者と認め、許可をしてはならないものとする。

オ 許可番号の付与

一般廃棄物処理施設設置変更許可証に記載する許可番号は、別紙10に従って付与するものとする。 カ 直前3年の各事業年度の当期純利益がすべて損失になっている場合は、損失の原因と今後の経営改善 に関する計画書を添付させること。また、債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書等、経理的基礎 を有することを確認できる書類を添付させること。

(3) 標準処理期間

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 設置変更許可申請の標準処理期間は120日とする。

イ ア以外の一般廃棄物処理施設に係るもの 設置変更許可申請の標準処理期間は40日とする。

3 一般廃棄物処理施設使用前検査の申請

(1) 添付書類

省令第4条の4第2項の「その他参考になる書類又は図面」は、次のとおりとする。

- ア 竣工写真(施設の全景及び主要な部分を撮影したもの)
- イ 関係法令の規定による許可等の状況(様式第十四号)
- ウ 一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証の写し

(2) 留意事項

ア 検査内容

申請内容との相違の有無について確認を行うものとする。

イ 検査不適の場合

検査の結果申請内容と相違があった場合は、申請内容どおり施工させ再検査すること。

ウ検査確認通知

検査の結果申請内容どおり施工されている場合は、申請者に一般廃棄物処理施設使用前検査確認通知書(様式第十五号)を交付するものとする。

(3) 標準処理期間

使用前検査申請の標準処理期間は30日とする。 変更申請に伴う使用前検査申請の標準処理期間は30日とする。

4 一般廃棄物処理施設譲受け又は借受け許可の申請

(1) 添付書類

規則第39条第2項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

ア 一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証の写し

(2) 留意事項

ア 他法令等の許認可

申請を行うにあたって、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれを取得させることが望ましいが、止むを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

(3) 標準処理期間

譲受け等許可申請の標準処理期間は40日とする。

5 一般廃棄物許可施設設置法人合併又は分割の認可の申請

(1) 添付書類

規則第40条第2項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

ア 一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証の写し

(2) 留意事項

ア 他法令等の許認可

申請を行うにあたって、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれを取得させることが望ましいが、止むを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

(3) 標準処理期間

合併分割認可申請の標準処理期間は40日とする。

6 一般廢棄物処理施設相続届

(1) 添付書類

規則第41条第2項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

ア 一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証の写し

(2) 留意事項

ア 他法令等の許認可

申請を行うにあたって、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれを取得させることが望ましいが、止むを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

7 一般廃棄物処理施設軽微変更届

(1) 添付書類

規則第31条第2項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。 廃止にあっては、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証

(2) 留意事項

廃止にあっては、一般廃棄物の全量が適正処理されたことを確認した後受理すること。

8 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届

(1) 添付書類

規則第32条第2項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

9 一般廃棄物処理施設の特例設置届・変更届・廃止届

省令第12条の7の17第2項及び第5項の届出は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置については(様式第十九号)を、変更・廃止については(様式第二十号)を用いるものとする。

また、省令第第12条の7の17第4項の規定による受理書は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置に係る届出受理書(様式第二十一号)を用いるものとする。

(1) 設置届の添付書類

省令第 12 条の 7 の 17 第 3 項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。 処理計画に適合することを示す書類

(2) 変更届・廃止届の添付書類 届出受理書(原本)

10 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請

(1) 添付書類

省令第5条の5の2第2項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

- ア 公図(埋立区域を記載したもの)
- イ 廃止時の処理施設の写真(処理施設の全景及び主要な部分を撮影したもの)

(2) 留意事項

- ア 廃止基準に適合していること。
- イ 計画どおりの土木工事が完了していること。

(3) 標準処理期間

廃止確認申請の標準処理期間は30日とする。

11 一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付と返納

(1) 許可証の再交付

許可証を破り、汚し、又は失ったときは、次により市長あてに申請させること。その際、再交付の理由を確認するなど申請の適正を期すこと。

なお、許可証の再交付時に副本を申請者に返却するものとする。

様 式	添付書類	提出部数
許可証等再交付申請書	許可証	正本1部
(様式第二十二号)	(許可証を失ったときを除く。)	副本1部

(2) 許可証の返納

許可を取り消されたとき又は許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは、次により市長あてに許可証を返納させること。

様 式	添付書類	提出部数
許可証等返納書(様式第二十三号)	許可証	正本1部

第3 定期検査

1 産業廃棄物処理施設の定期検査の申請

(1) 添付書類

省令様式第二十号の二による申請書のほか、次の書類を添付させること。

- ア 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- イ 施設の写真(施設の全景及び主要な部分を撮影したもの)
- ウ 関係法令の規定による許可等の状況(様式第十四号)

エ 産業廃棄物処理施設設置 (変更) 許可証の写し

(2) 留意事項

- ア 定期検査を受けるべき期限の3箇月前までに申請させること。
- イ 「廃棄物処理施設の定期検査のガイドライン」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物 対 策課産業廃棄物課)に基づき審査すること。
- ウ検査結果通知

検査結果の適否に関わらず、省令様式第二十号の三による検査結果通知を交付するものとする。

(3) 標準処理期間

産業廃棄物処理施設の定期検査申請の標準処理期間は30日とする。

2 一般廃棄物処理施設の定期検査の申請

(1) 添付書類

省令第4条の4の2で規定する申請書のほか、次の書類を添付させること。

- ア 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- イ 施設の写真(施設の全景及び主要な部分を撮影したもの)
- ウ 関係法令の規定による許可等の状況(様式第十四号)
- エ 一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証の写し

(2) 留意事項

- ア 定期検査を受けるべき期限の3箇月前までに申請させること。
- イ 「廃棄物処理施設の定期検査のガイドライン」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物 対 策課産業廃棄物課)に基づき審査すること。
- ウ検査結果通知

検査結果の適否に関わらず、省令様式第二十号の三に準じて作成する検査結果通知を交付するものとする。

(3) 標準処理期間

一般廃棄物処理施設の定期検査申請の標準処理期間は30日とする。

第4 熱回収施設

1 産業廃棄物熱回収施設適合認定の申請

(1) 添付書類

省令第12条の11の5で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

ア 産業廃棄物処理施設設置 (変更) 許可証の写し

(2) 留意事項

「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき審査すること。

(3) 標準処理期間

産業廃棄物熱回収施設適合認定申請の標準処理期間は30日とする。

2 一般廃棄物熱回収施設適合認定の申請

(1) 添付書類

省令第5条の5の5で規定するもののほか、次の書類を添付させること。 アー般廃棄物処理施設設置 (変更) 許可証の写し

(2) 留意事項

「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき審査す

(3) 標準処理期間

一般廃棄物熱回収施設適合認定申請の標準処理期間は30日とする。

第5 形質変更届

(1) 添付書類

省令第12条の35第2項で規定する書類を添付させること。

(2) 留意事項

「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」(廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討会) に基づき審査する。

第五章 二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定

第1 二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定の申請又は届出等

- 1 二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定申請
- (1) 認定申請書等

二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定申請、又は変更認定申請の区分に応じ、下表申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を市長あてに提出させること。

なお、申請書副本は認定書の交付時に申請者に返却する者とする。

区分	申請書様式	添付書類	提出部数
新規	二以上の事業者による産業廃 棄物の処理の特例認定申請書 (省令様式第五号の二)	別紙5「二以上の事業者によ る産業廃棄物の処理の特例 認定申請書 書類チェッ	正本1部
変更	二以上の事業者による産業廃 棄物の処理の特例認定申請書 (省令様式第五号の四)	クリスト」による。 内容及び留意事項は下記(3) のとおり。	副本1部

(2) 認定申請受理の際の留意事項

- ア 申請書の受理にあたっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。記載 事項又は添付書類に不備があった場合には受理した後に補正を求めること。
- イ 申請書に記載される氏名又は名称(ふりがなを含む)、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、申請書に添付される住民票の写し又は登記簿記載事項証明書と照合すること。

(3) 書類の内容及び留意事項

申請の区分に応じ、申請書に添付すべき書類は別紙5「二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例 認定申請書 書類チェックリスト」のとおりであるが、その内容と留意事項は次のとおりである。

なお、当該書類が幾たびも発行される性質のものでない場合を除いて、第三者が証明等を行った書類に ついては、原本を添付させるものとする。

① 申請書

ア 申請書は区分に応じ上記表様式に記載するものとする。

イ 様式の記載事項は原則すべて様式の欄内に記載させるが、欄内に収まらない場合には「別紙のとおり」とすることができるものとする。ただし別紙が複数ある場合は区別できるように記載させること。

② 事業計画の概要を記載した書類

ア 事業計画の概要は、様式第二十四号に記載するものとする。

- イ 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容については既に収集運搬業、処分業の許可を受けている場合は、許可番号及び認定後の許可の取り扱いを記載させること。
- ウ 積替え保管施設の概要については当該施設の配置図、保管量算出の根拠を示す書類、最大積み上げ高

さの根拠を示す書類を添付させること。

- エ 処分施設の概要については、その構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を添付させること。
- 才 車両写真

運搬車両の前面(真正面)及び側面(真横)からの写真等、自動車登録番号及び車体形状が判明し、 運搬車の表示がされていることが確認できるものを添付させること。(ただし、表示に係る規定は、 全く新規に許可申請する者には適用しない。)

カ 運搬容器の仕様書等

運搬容器の仕様書又は写真を添付させること。

キ 積替え保管施設の写真

全景及び主要な部分を撮影したもの。

ク 施設の写真

全景及び主要な部分を撮影したもの。

- ケ 処分後のものが再生製品となる場合は、再生製品の製品規格等、再生製品が通常製品と同様に流通できることを証する書類及び再生製品の売買契約書の写し又はこれらに類する書類により、再生製品が廃棄物でないことを明らかにさせること。
- コ 処理実施者が親会社の統括管理体制の下に位置付けられていることを確認すること。 なお、統括管理体制とは、親会社が、当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分について全 体的な方針を示し、子会社をそれに整合させることのできる程度の経営等の影響力を有する体制を いう。
- サ 処理実施者が産業廃棄物処理業者または特別管理産業廃棄物処理業者である場合には、当該申請に 係る産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物の処理をそれぞれ区別するために講ずる措置として、不適 正処理を防止するための実効性のある具体的な取組内容を記載させること。
- シ 当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を認定外の者に委託する場合、認定を受けた事業 者全員が委託契約を締結するとともに管理票を交付する必要があることから、共同してこれらを行 うことその他適切な方法で行うことについては具体的に記載させること。
- ③ 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
 - ア 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類は、当該申請に係る産業廃棄物または特別管理産業 廃棄物について既に処理業の許可、産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている者についてはその 許可証をもって足りるものとする。

なお、必ず本証と照合すること。

イ 上記以外は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程の修了証の写しとする(必要に応じて、同センターホームページ内で対象受講者の合格が確認できるページの写しをこれに代えることができるものとする。)。

なお、必ず本証と照合すること。

- ウ イの講習の修了者は、申請者(法人の場合には、その代表者、役員又は使用人)とする。 なお、法人の監査役は業務を行う役員とは考えられないので、修了者が監査役の場合は、申請者の 能力に係る基準を満たしていないものとして取り扱うこと。
- エ イの講習の修了証の有効期間については、新規は申請受付前5年以内、更新の場合は申請受付前2 年とする。
- オ ア、イ以外としては、直接業務に従事する担当者が省令第 17 条に規定される技術管理者の資格を もつ場合は、それを証する書類でも足りるものとする。
- ④ 施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類 ア 運搬車両の登録等を証する書類(自動車検査証等)の写しを添付させること。

その際、所有者=使用者=申請者である場合のほかは、使用者=申請者の場合にのみ使用する権原を有すると認めることとする。

賃貸借契約書又は使用承諾書などによる運搬車両の使用については、道路運送法などに抵触するおそれがあることや名義貸しの禁止規定の趣旨から、以下の場合を除き、認めないこととする。

(ア) 申請者が法人で、法人の代表者、役員又は使用人が使用者である場合 賃貸借契約書又は使用承諾書など車両を使用する権原を確認できる書類を添付させること。

- (4) 運搬車両とその使用者を併せて雇車・雇用する場合賃貸借契約書又は使用承諾書など車両を使用する権原を確認できる書類に加え、雇用契約書、雇用保険被保険者証の写し、雇入通知書等の雇用関係が確認できる書類を添付させ、申請者の業務のみに従事することを確認すること。
- イ 既に他の許可業者が届け出て使用している運搬車両は認められないものであること。
- ウ 自動車検査証等の有効期間は、申請書を受理する時点で満了となっていないこと。
- エ 積載物品の制限
 - (7) 土砂等

自動車検査証の備考欄に「積載物品は、土砂等以外のものとする。」と記載されている車両は、過積載を防止する目的から、専ら土砂等のみの積載はできないものであること。

なお、土砂等の解釈は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置 法」及び「同施行令」に規定されているとおりであるが、コンクリート、れんが、モルタル、しっく いその他これに類する物のくずに、ガラスくずは含まれないとされている。

参考: 土砂等とは、以下のものをいう。

- · +
- ・ 砂利(砂及び玉石を含む。)
- 砕石
- ・ 砂利 (砂及び玉石を含む。)又は砕石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及びアスファルト・コンクリート
- ・ 鉱さい、廃鉱及び石炭がら
- コンクリート、れんが、モルタル、しっくいその他これに類する物のくず
- ・ 砂利状又は砕石状の石炭石及びけい砂
- (4) タンク車で廃油 (汚泥に含まれる油分を除く。) を運搬する場合は、自動車検査証の備考欄に消防 法別表第四類引火性液体の品名又は廃油が記載されていること。
- (ウ) タンク車で廃酸、廃アルカリを運搬する場合は、自動車検査証の備考欄に消防法別表第六類酸化 性液体の品名又は汚水が記載されていること。
- オ 中間処理施設、積替保管施設の土地の登記簿記載事項証明書(土地の所有者と申請者とが異なる場合は、使用賃借契約書等の使用権原を証する書類)
- カ 中間処理施設については、引き渡し証明書、売買契約書及び領収書等の代金受領証又は償却資産課税台帳の登録事項証明書とし、当該施設の所有権を有しない場合は、使用賃借契約書等の使用権原を 証する書類を添付させること。
- ⑤ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法は、省令様式第五号の三(第 1 面)に記載する ものとする。
- ⑥ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人 税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定 申告書の写し、確定申告書の別表の写し及び納税証明書(その1)納税額等証明書とし、貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は確定申告書に添付して税務署に提示するものと同 一のものとすること。
 - イ 事業開始後、定款で定める第一期の決算期を迎えていない者については、商法第33条第2項に規定する開業時の貸借対照表を添付すれば足りるものであること。
 - ウ 設立年度により3年分の書類が添付できない場合には、1年分又は2年分の書類を添付すれば足りるものであること。
 - エ 法人税未納税者については、一般に、事業を継続して行うに足りる経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納税の猶予又は納付委託等の措置がとられている者についてはこの限りでない。
 - オ 直前3年の各事業年度の当期純利益がすべて損失になっている場合は、損失の原因と今後の経営改善 に関する計画書を添付させること。また、債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書等、経理的基礎 を有することを確認できる書類を添付させること。
- (7) 定款又は寄附行為及び登記簿記載事項証明書
 - ア 定款又は寄附行為の事業目的及び登記簿記載事項証明書「目的」欄に産業廃棄物の処理を業とする旨

(同様の行為を含む。) が含まれていることを確認すること。含まれていない場合は、改正及び変更登記の後に申請させることを原則とするが、速やかに改正及び変更登記をする旨の誓約書等を添付させることで受理することも認めるものとする。ただし、その場合には、後日、改正後の定款又は寄附行為及び変更登記後の登記簿記載事項証明書を提出させること。

イ 登記簿記載事項証明書は、受付日前3箇月以内に交付されたものであること。

(8) 子会社の株主名簿

会社法第 121 条で規定される株主名簿のほか、株主総会の決議や株主全員の同意が必要な事項を登記する場合に提出することが義務付けられている株主リストを提出させること。

⑨ 子会社に役員又は職員を派遣していることを示す書類

子会社が親会社の100%出資子会社でない場合には、親会社から役員または職員を子会社の役員として派遣していることを確認するために、派遣協定書又は発令通知の写しなどを提出させること。

⑩ 子会社を分社化したことを示す書類

子会社が親会社の100%出資子会社でない場合には、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物を 処理していたことを確認するために、法人の登記事項全部証明書、分社化を議決した議事録の写しなど を提出させること。

- ① 役員の住民票の写し及び登記事項証明書等
- ② 出資者等の住民票の写し及び登記事項証明書等若しくは登記簿記載事項証明書 (出資者が法人である場合)
- (13) 使用人の住民票の写し及び登記事項証明書等
- (4) 法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書等
- ⑤ 誓約書(申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面) (省令様式第五号の三(第2面))
- 16 許可証の写し

既に当該申請に係る産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の処理に係る許可を受けている場合には許可証の 写しを添付させること。

また、当該申請に係る産業廃棄物の処分の用に供する施設が許可施設の場合にはその設置許可証を添付させること。

① 認定証の写し

変更認定申請の場合には、認定証の写しを添付させること。

2 二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定の届出

(1) 届出書等

二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定を受けた者が変更届又は廃止届を提出する際は、所要の届出書様式に必要な資料を添付させ、必要部数を市長に提出させること。

区分	申請書様式	添付書類	提出部数
変更	二以上の事業者による産業 廃棄物の処理の特例認定変	下記 (3) のとおり	正本1部
廃止	更・廃止届出書 (省令様式第五号の五)	下記 (4) のとおり	副本1部

(2) 届出書受理の際の留意事項

ア 届出書の受理にあたっては、必要事項の記載内容や添付書類の有無を確認し、届出の適正を期すこと。特に、届出書の「変更した事項の内容」欄に記載する事項がある場合には、氏名(ふりがなを含む。)、 生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、届出書に添付される住民票の写し又は登記簿記載事項証明書と照合すること。

(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、概ね次のとおりとする。

ア 住所の変更

- (7) 登記簿記載事項証明書(申請者が法人である場合)
- ① 認定証の写し

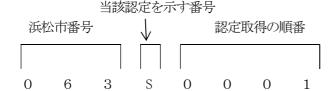
イ 名称の変更

- ⑦ 定款又は寄附行為及び登記簿記載事項証明書
- ① 認定証の写し
- ウ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更
 - (7) 登記簿記載事項証明書(役員変更の場合)
 - ① 役員の住民票の写し及び登記事項証明書等(申請者が法人である場合)
 - ② 出資者等の住民票の写し及び登記事項証明書等若しくは登記簿記載事項証明書(出資者が法人である場合)
 - (3) 使用人の住民票の写し及び登記事項証明書等
 - (4) 法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書等
 - (7) 認定証の写し(法人の代表者の変更の場合)
- エ 事業計画の変更(変更の認定を要しない事項)
 - ② 変更に係る書類及び図面
 - ① 認定証の写し(書換えがある場合)
- (4) 廃止届の添付書類
 - 認定証

第2 認定証の交付

- 1 認定番号の付与
- (1) 認定番号は、8桁の英数字で構成するものとする。
- (2) 認定番号の構成は次のとおりとする。
 - ・1~3桁目都道府県市番号として「063」
 - 都道府県市番号として「063」 ・4桁目
 - 法第12条の7第1項の規定に基づく認定であることを示す文字として「S」
 - ・5~8桁目 認定を受けた事業者の順番で1から順番に付番する。 なお、廃止により生じた番号は欠番とする。

(認定番号の例)



(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書 添付書類チェックリスト

申請者名:

許可区分 No.		産業廃棄物 収集運搬業		特 別 管 理 産業廃棄物 収集運搬業			備考	
	項目	新規	更新	変更	新規	更新	変更	v
1	事業計画の概要を記載した書類	0	0	0	0	0	0	省令様式第六号の二(第1面~第5面)
	事業の用に供する施設	0	0	Δ	0	0	Δ	※積替え又は保管がある場合には、その 場所に係る書類を添付
	平面図(配置図)							
	; 公図の写し 							
	場所の写真							
	他法令の許認可証等							
	¦ 保管量算出の根拠							※積替え又は保管がある場合
	; 排出事業者の承諾							※積替え又は保管がある場合
2	i 最大積上高の根拠							※積替え又は保管がある場合で、屋外で 容器を用いないとき
	車庫配置図	0	0	Δ	0	0	\triangle	
	駐車場全体の写真	0	0	Δ	0	0	\triangle	
	付近の見取図	0	0	Δ	0	0	\triangle	
	車両写真	0	0	Δ	0	0	Δ	省令様式第六号の二(第6面)
	運搬容器の仕様書等	0	0	\triangle	0	0	Δ	省令様式第六号の二(第7面)
	応急措置設備・器具リスト				0	0	Δ	様式第十六号。PCB廃棄物の収集運搬 のみ必要。
	緊急時対応マニュアル				0	0	Δ	様式第十七号。 P C B 廃棄物の収集運搬 のみ必要。
3	施設の所有権を有すること(所有権 を有しない場合には、使用する権原 を有すること)を証する書類	0	0	Δ	0	0	\triangle	自動車検査証等
	事業を行うに足りる技術的能力を説 明する書類		0	0	0	0	0	講習会修了証の写しとする。 (本証を持参のこと)
4	「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習」修了を証明する書類及びポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業作業従事者名簿				0	0	0	講習修了証の写し及び様式第十八号。P CB廃棄物の収集運搬のみ必要。
5	事業の開始に要する資金の総額及び その資金の調達方法を記載した書類	0	Δ	0	0	Δ	0	省令様式第六号の二(第8面)
6	(法人) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類		0	0	©	0	0	確定申告書の写し、同申告書に添付される貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに納税証明書

No.	許可区分		業廃棄 集運搬		産	別 管 業廃棄 集運搬	物	備考
110.	項目	新規	更新	変更	新規	更新	変更	VIII
_	(個人)資産に関する調書並びに直 前3年の所得税の納付すべき額及び 納付済額を証する書類	©	0	0	0	0	0	省令様式第六号の二(第9面) 確定申告書の写し及び納税証明書
	(法人)定款又は寄附行為	0	0	Δ	0	0	Δ	
8	(法人)登記簿の謄本	0	0	0	0	0	0	発行後3ヶ月以内のもの
9	(個人) 申請者の住民票の写し及び 登記事項証明書等	0	0	0	0	0	0	
1 (10)	法定代理人の住民票の写し及び登記 事項証明書等	0	0	0	0	0	0	住民票の写しは、本籍の記載のあるもの に限る。(外国人の場合は、外国人登録
(1)	(法人)役員の住民票の写し及び登 記事項証明書等	0	0	0	0	0	0	証明書) 発行後3ヶ月以内のもの
12)	(法人)出資者等(個人)の住民票 の写し及び登記事項証明書等	0	0	0	0	0	0	
	(法人)出資者等(法人)の登記簿の 謄本	0	0	0	0	0	0	
13	欠格要件非該当誓約書	0	0	0	0	0	0	省令様式第六号の二(第10面)
1 (14)	使用人の住民票の写し及び登記事項 証明書等	0	0	0	0	0	0	住民票の写しは、本籍の記載のあるもの に限る。(外国人の場合は、外国人登録 証明書)
15)	許可証の写し		0	0		0	0	更新・変更許可申請時のみ添付

*①~⑭は、省令で規定されている添付書類

◎:必ず添付が必要な書類

○:該当すれば、添付が必要な書類

△:変更がない場合、添付を省略できる書類

/:添付を必要としない書類

<注> 同一の許可権者に対して複数の申請を同時に行う場合、添付書類のうち共通するものについては、それらの申請のうちの一つに添付されていれば、他の申請については省略できる(例えば、産業廃棄物収集運搬業の許可申請と特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請を同時に行う場合など)。この場合、省略する申請書には添付書類省略理由書(様式第八号)を添付すること。

(特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請書 添付書類チェックリスト

申請者名:_____

No.	許可区分		業廃棄分		産	特別管理 産業廃棄物 処分 業		備考
110.	項目	新規	更新	変更	新規	更新	変更	T VHII 7-3
1	事業計画の概要を記載した書類	0	0	0	0	0	0	様式第九号の1~5
	事業の用に供する施設	0	0	Δ	0	0	Δ	※保管の場所を含む。
	平面図、立面図、断面図、構造図							
	設計計算書							最終処分場は、面積及び容量
	付近の見取図							
	地形地質図等							法第15条以外の最終処分場のみ
2	; 地下水状況図							法第15条以外の最終処分場のみ
	施設配置図	0	0	Δ	0	0	Δ	
	公図の写し	0	0	Δ	0	0	Δ	
	施設の写真等	0	0	Δ	0	0	Δ	
	地下水等試験検査成績書	0	0	Δ	0	0	Δ	
	残面積·残容量実測図		0	Δ		0	Δ	
	施設の所有権を有すること(所有権 を有しない場合には、使用する権原 を有すること)を証する書類		Δ	Δ	0	Δ	Δ	
3	土地登記簿謄本							
	土地使用権限書類							
	施設使用権限書類							
4	処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	0	0	Δ	0	0	Δ	様式第十号 中間処分のみ
5	海洋処分登録済証の写し	0	0					海洋投入処分のみ
6	事業を行うに足りる技術的能力を説 明する書類	0	0	0	0	0	0	講習会修了証の写しとする。
7	事業の開始に要する資金の総額及び その資金の調達方法を記載した書類	0	Δ	©	0		0	様式第十一号
8	(法人) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	6	0	©	0	0	0	確定申告書の写し、同申告書に添付される貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに納税 証明書
9	(個人)資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び 納付済額を証する書類		0	©	0	0	0	様式第十二号、確定申告書の写し及び納 税証明書

No.	許可区分		業廃棄		産	別 管 業廃棄 分	物	備考
110.	項目	新規	更新	変更	新規	更新	変更	VIII 3
100	(法人)定款又は寄附行為	0	0		0	0		
	(法人)登記簿の謄本	0	0	0	0	0	0	
11)	(個人)申請者の住民票の写し及び 登記証明書	0	0	Δ	0	0	Δ	
1 (1.7)	法定代理人の住民票の写し及び登記 証明書	0	0	0	0	0	1	住民票の写しは、本籍の記載のあるもの に限る。(外国人の場合は、外国人登録
13	(法人) 役員の住民票の写し及び登 記証明書	0	0	0	0	0		証明書)
(14)	(法人)出資者等(個人)の住民票 の写し及び登記証明書	0	0	0	0	0	0	
	(法人)出資者等(法人)の登記簿の 謄本	0	0	0	0	0	0	
15)	誓約書	0	0	0	0	0	0	様式第四号
16	使用人の住民票の写し及び登記証明 書	0	0	0	0	0	0	住民票の写しは、本籍の記載のあるもの に限る。 (外国人の場合は、外国人登録 証明書)
-1 (17)	特別管理産業廃棄物の性状の分析を 行う設備の概要を記載した書類				0	0	Δ	 感染性廃棄物又は廃石綿を除く。
1	特別管理産業廃棄物の性状の分析を 行う者が十分な知識及び技能を有す ることを証する書類				0	0	Δ	松朱I工形来切入IJ矩仰前任 标\。
19	他法令許認可証等の写し	0	0	Δ	0	0	Δ	
20	許可証の写し		0	0		0	0	更新・変更許可申請時のみ添付

*①~⑱は、省令で規定されている添付書類

◎:必ず添付が必要な書類

○:該当すれば、添付が必要な書類

△:変更がない場合、添付を省略できる書類

/:添付を必要としない書類

<注> 同一の許可権者に対して複数の申請を同時に行う場合、添付書類のうち共通するものについては、それらの申請のうちの一つに添付されていれば、他の申請については省略できる(例えば、産業廃棄物処分業の許可申請と特別管理産業廃棄物処分業の許可申請を同時に行う場合など)。この場合、省略する申請書には添付書類省略理由書(様式第八号)を添付すること。

産業廃棄物処理施設設置許可申請書 添付書類チェックリスト

申請者名:

		最終	処分場	その作	也施設	
No.		設置	変更	設置	変更	備考
1	設置許可申請書	0	0	0	0	省令様式第十八号(第1面~ 第4面)
2	当該産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 [最終処分場] ア 施設全体及び埋立の面積を証する公図及び求積図 イ 埋立容量を証する断面計算書及び容量計算書 ウ 堰堤、擁壁等の安定計算書 エ 調整池の算定計算書 オ その他設計計算書 [その他施設] ア 処理施設の能力(公称能力)を明証する計算書 イ その他設計計算書	©	0	0	0	省令第11条第6項第1号
3	周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び 図面(地形地質図及び地下水現況図)	0	0			省令第11条第6項第2号
4	処理工程図			0	0	省令第11条第6項第3号
⑤	当該産業廃棄物処理施設の付近の見取図	0	0	0	0	省令第11条第6項第4号
6	当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類	©	0	0	©	省令第11条第6項第5号 (省令第17条で規定される 資格を有することを証する 書類)
7	当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	0	0	0	0	省令第11条第6項第6号 (業許可申請様式同様)
8	[申請者が法人である場合] 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本 等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済 額を証する書類(確定申告書の写し及び納税証明書)	©	0	©	©	省令第11条第6項第7号
9	[申請者が個人である場合] 資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付 済額を証する書類(確定申告書の写し及び納税証明書)	0	0	0	0	省令第11条第6項第8号 (業許可申請様式同様)
10	[申請者が法人である場合] 定款又は寄附行為及び登記簿記載事項証明書	0	0	0	0	省令第11条第6項第9号
(1)	[申請者が個人である場合] 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登 記事項証明書等	©	0	0	0	省令第11条第6項第10号 (住民票の写しは、本籍の記載のあるものに限る。外国人の場合は、外国人登録証明書)

		最終如	心分場	その作	也施設	
No.		設置	変更	設置	変更	備考
12	申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでに該当しない者 であることを誓約する書面	0	0	0	0	省令第11条第6項第11号
13	[申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合] その法定代理人の住民票の写し及び登記証明書等	0	0	0	0	
14)	[申請者が法人である場合] 役員の住民票の写し及び登記証明書等	0	0	0	0	省令第11条第6項第12号 省令第11条第6項第13号 省令第11条第6項第14号
15	[申請者が法人である場合] 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び登記証明書等(これらの者が法人である場合には、登記簿記載事項証明書)	©	©	©	©	省令第11条第6項第15号 (住民票の写しは、本籍の記載のあるものに限る。外国人の場合は、外国人登録証明書)
16)	[申請者に令第六条の十に規定する使用人がある場合] その者の住民票の写し及び登記証明書等	0	0	0	0	
17)	当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類	0	0	0	0	省令第11条の2 産業廃棄物処理施設生活環 境影響調査書
18	他法令等の許認可証等の写し	0	0	0	0	※手続き中の場合はその旨 を示す書類
19	[事前協議対象施設の場合] 浜松市廃棄物適正処理指導要綱に基づく事前協議完了通知書の 写し	0	0	0	0	(事務取扱要領)
20	[事前協議対象外施設の場合]ア 処理施設の所有権又は使用権限を証する書類イ 保管施設の構造を示す図面ウ 処理施設に係る土地の登記簿の謄本及び構図の写し(申請者が所有権を有しない場合は、その使用権原を証する書類)	0	0	0	0	(事務取扱要領)
21)	紛争予防条例対象施設にあっては、紛争予防条例に規定する環境保全協定書の写し又はあっせん打切り通知の写し	0	0	0	0	(事務取扱要領)
22	施設配置図 [最終処分場] ア 処理施設における進入路、管理棟、覆土用土砂の置場等を 記載 [その他施設] ア 事務所及び事業所(処理施設、処理前後の保管場所)を記載	0	©	0	©	

		最終短	心分場	その作	也施設	
No.			変更	設置	変更	備考
23	施設の構造図 [最終処分場] ア 計画平面図、縦横断面図、構造図、詳細図、その他図面 イ 平面図に施設を明示(区域界、保有水等集排水設備、立札、 門扉、周囲の囲い、保安距離、丁張、地下水の観測井戸、 浸透水採取設備、展開広場等) [その他施設] ア 計画平面図、立面図、断面図及び詳細図その他の図面 イ 処理前後の廃棄物保管施設の詳細図及び保管量の計算書	©	©	0	0	
24)	処理施設設置許可証の写し		0		0	

※①~⑰は、省令で規定されている添付書類

◎:必ず添付が必要な書類

○:該当すれば添付が必要な書類

/:添付を必要としない書類

一般廃棄物処理施設設置許可申請書 添付書類チェックリスト

申請者名:

		最終	処分場	その作	也施設	
No.		設置	変更	設置	変更	備考
1	設置許可申請書	0	0	0	0	【設置】様式第十三号 【変更】様式第十三号の2
2	当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 [最終処分場] ア 施設全体及び埋立の面積を証する公図及び求積図 イ 埋立容量を証する断面計算書及び容量計算書 ウ 堰堤、擁壁等の安定計算書 エ 調整池の算定計算書 オ その他設計計算書 [その他施設] ア 処理施設の能力(公称能力)を明証する計算書 イ その他設計計算書	0	0	0	0	省令第3条第6項第1号
3	周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び 図面(地形地質図及び地下水現況図)	0	0			省令第3条第6項第2号
4	処理工程図			0	0	省令第3条第6項第3号
(5)	当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図	0	0	0	0	省令第3条第6項第4号
6	当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類		0	0	0	省令第3条第6項第5号 (省令第17条で規定される 資格を有することを証する 書類)
7	当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	0	0	0	0	省令第3条第6項第6号 (業許可申請様式同様)
8	[申請者が法人である場合] 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本 等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済 額を証する書類(確定申告書の写し及び納税証明書)	©	0	0	©	省令第3条第6項第7号
9	[申請者が個人である場合] 資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付 済額を証する書類(確定申告書の写し及び納税証明書)	0	0	0	0	省令第3条第6項第8号(業許可申請様式同様)
10	[申請者が法人である場合] 定款又は寄附行為及び登記簿記載事項証明書	0	0	0	0	省令第3条第6項第9号
11)	[申請者が個人である場合] 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登 記事項証明書	0	0	0	0	省令第3条第6項第10号 (住民票の写しは、本籍の記載のあるものに限る。外国人の場合は、外国人登録証明書)

			最終処分場		也施設	
No.		設置	変更	設置	変更	備考
12	申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面	0	0	0	0	省令第3条第6項第11号
13	[申請者が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である場合] その法定代理人の住民票の写し及び登記証明書等	0	0	0	0	
14)	[申請者が法人である場合] 役員の住民票の写し及び登記証明書等	0	0	0	0	省令第3条第6項第12号 省令第3条第6項第13号 省令第3条第6項第14号
15)	[申請者が法人である場合] 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額 の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、こ れらの者の住民票の写し及び登記証明書等(これらの者が法人であ る場合には、登記簿記載事項証明書)	0	0	0	0	省令第3条第6項第15号 (住民票の写しは、本籍の記載のあるものに限る。外国人の場合は、外国人登録証明書)
16	[申請者に令第四条の七に規定する使用人がある場合] その者の住民票の写し及び登記証明書等	0	0	0	0	
17)	当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に 及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類		0	0	0	省令第3条の2 一般廃棄物処理施設生活環 境影響調査書
18	他法令等の許認可証等の写し	0	0	0	0	※手続き中の場合はその旨 を示す書類
19	[事前協議対象施設の場合] 浜松市廃棄物適正処理指導要綱に基づく事前協議完了通知書の写 し	0	0	0	0	(事務取扱要領)
30	[事前協議対象外施設の場合] ア 処理施設の所有権又は使用権限を証する書類 イ 保管施設の構造を示す図面 ウ 処理施設に係る土地の登記簿の謄本及び構図の写し(申請者が所有権を有しない場合は、その使用権原を証する書類)	0	(0	0	(事務取扱要領)
21)	紛争予防条例対象施設にあっては、紛争予防条例に規定する環境 保全協定書の写し又はあっせん打切り通知の写し	0	0	0	0	(事務取扱要領)
22)	施設配置図 [最終処分場] ア 処理施設における進入路、管理棟、覆土用土砂の置場等を記載 [その他施設] ア 事務所及び事業所(処理施設、処理前後の保管場所)を記載	©	0	©	©	

		最終外	心分場	その他	也施設	
No.			変更	設置	変更	備考
23	施設の構造図 [最終処分場] ア 計画平面図、縦横断面図、構造図、詳細図、その他図面 イ 平面図に施設を明示(区域界、保有水等集排水設備、立札、 門扉、周囲の囲い、保安距離、丁張、地下水の観測井戸、浸 透水採取設備、展開広場等) [その他施設] ア 計画平面図、立面図、断面図及び詳細図その他の図面 イ 処理前後の廃棄物保管施設の詳細図及び保管量の計算書	©	0	0	0	
24)	処理施設設置許可証の写し		0		0	

※①~⑰は、省令で規定されている添付書類

◎:必ず添付が必要な書類

○:該当すれば添付が必要な書類

/:添付を必要としない書類

二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定申請書 書類チェックリスト

No.	区 分 項 目	新規	変更	備考
1)	申請書	0	0	【新規】 省令様式第5号の2 (第1面〜第3面) 【変更】 省令様式第5号の4 (第1面〜第2面)
	事業計画の概要を記載した書類	0	0	様式第二十四号
	産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容	©	0	省令第8の38の5第4項第1号イ ※既に処理業の許可を取得している場合は許 可番号及び認定後の許可の取扱い 省令第8の38の5第4項第1号チ
	最終処分が終了するまでの一連の処理の行程	0	0	省令第8の38の5第4項第1号ロ
	運搬施設の種類及び数量	0	0	省令第8の38の5第4項第1号ニ
	積替え保管施設の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	0	※積替え保管をする場合 省令第8の38の5第4項第1号へ 省令第8の38の5第4項第7号
	処分施設 (平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書)	0	0	※処分をする場合 省令第8の38の5第4項第1号ホ 省令第8の38の5第4項第7号
2	産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地		0	省令第8の38の5第4項第1号ト
	収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の1年間の数量	0	0	省令第8の38の5第4項第1号リ(1)
	産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物の種類、性状、 処理方法及び数量	0	0	省令第8の38の5第4項第1号ハ 省令第8の38の5第4項第1号リ (2)
	再生品の種類ごとの数量	0	0	※再生を行う場合 省令第8の38の5第4項第1号リ(3)
	熱回収量	0	0	※熱回収を行う場合省令第8の38の5第4項第1号リ(4)
	収集、運搬又は処分を統括して管理する体制及び収集、 運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあっては、受託者と締結する委託契約の内容 及び当該受託者に交付する管理票に関する事項	0	0	省令第8の38の5第4項第1号ヌ 省令第8の38の5第4項第1号ヲ
	申請以外の産業廃棄物の処理を行う場合の必要な措置内容		0	※当該申請以外の産業廃棄物の処理を行う場合 合 省令第8の38の5第4項第1号ル
3	事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類	0	0	省令第8の38の5第4項第4号(イ) 産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業 又は講習会修了証の写し等
4	施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、 使用する権原を有すること)を証する書類	0	0	省令第8の38の5第4項第8号
5	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法 を記載した書類	0	0	省令様式第5号の3(第1面) 省令第8の38の5第4項第4号(ロ)
6	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、 株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付す べき額及び納付済額を証する書類	0	0	省令第8の38の5第4項第4号(ハ) 確定申告書の写し、同申告書に添付される貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及 び個別注記表並びに納税証明書

No.	区 分項 目	新規	変更	備考
	申請者の定款又は寄附行為	0	0	省令第8の38の5第4項第2号
7	申請者の履歴事項全部証明書	0	0	省令第8の38の5第4項第2号 発行後3ヶ月以内のもの
8	子会社の株主名簿	0	0	省令第8の38の5第4項第3号 準ずるものを含む
9	子会社に役員又は職員を派遣していることを示す書類	0	0	※100%出資子会社を除く派遣協定書、発令通知の写し等省令第8の38の5第4項第5号
10	子会社を分社化したことを示す書類	0	0	※100%出資会社を除く 法人の登記事項全部証明書、分社化を議決した 議事録の写し等 省令第8の38の5第4項第9号
(11)	役員の住民票の写し及び登記事項証明書等	0	0	
(12)	出資者等(個人)の住民票の写し及び登記事項証明書等	0	0	住民票の写しは、本籍の記載のあるものに限 る。(外国人の場合は、外国人登録証明書)
	出資者等(法人)の登記簿の謄本	0	0	発行後3ヶ月以内のもの 省令第8の38の5第4項第4号ホ
13	使用人の住民票の写し及び登記事項証明書等	0	0	省令第8の38の5第4項第4号へ 省令第8の38の5第4項第4号ト
14)	法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書等	0	0	
15	欠格要件非該当誓約書	0	0	省令様式第5号の3 (第2面) 省令第8の38の5第4項 (ニ)
16	許可証の写し	0	0	※処分業許可又は施設設置許可をもつ場合 省令第8の38の5第4項第6号
17)	認定証の写し		0	省令第8の38の6第2項

◎: 必ず添付が必要な書類

△:変更がない場合、添付を省略できる書類

○:該当すれば、添付が必要な書類

/:添付を必要としない書類

別紙6

性状の分析を行う設備

項目	規 格	主要な機器
水素イオン濃度指数	JIS K 0102 (2008) Ø 12. 1	①p H計(ガラス電極)
アルキル水銀化合物	S46 環境庁告示第59号付表2 S49環境庁告示第64号付表3	①電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ ②還元気化装置付原子吸光分析装置
水銀又はその化合物	S 46 環境庁告示第 59 号付表 1 // 備考 1 (4)	①還元気化装置付原子吸光分析装置 ②加熱気化装置付原子吸光分析装置
カドミウム又はその化合物	JIS K0102 (2008) Φ 55	①光電分光光度計 ②光電光度計 ③原子吸光分析装置 ④吸光度計 ⑤ICP発光分析装置 ⑥ICP質量分析装置
鉛又はその化合物	JIS K0102 (2008) Φ 54	①光電分光光度計 ②光電光度計 ③原子吸光分析装置 ④吸光度計 ⑤ICP発光分析装置 ⑥ICP質量分析装置
有機燐化合物	S49環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は JIS K0102(2008)の31.1に定める方法のうちガ スクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトン にあっては、S49環境庁告示第64号示付表2に 掲げる方法)	①炎光検出器付ガスクロマトグラフ ②光電分光光度計 ③光電光度計 ④吸光度計 ⑤光検出器付ガスクロマトグラフ ⑥アルカリ熱イオン化検出器付ガスクロマトグラフ
六価クロム化合物	JIS K0102 (2008) Φ 65. 2	①光電分光光度計 ②光電光度計 ③烷子吸光分析装置 ④吸光光度計 ⑤ICP発光分光分析装置 ⑥ICP質量分析装置
砒素又はその化合物	JIS K0102 (2008) Φ 61	①光電分光光度計 ②光電光度計 ③水素化砒素発生装置付原子吸光分析装置 ④吸光光度計 ⑤水素化物発生装置誘導結合高周波プラズマ発光分析装置 ⑥ICP質量分析装置
シアン化合物	JIS K0102(2008)の38(38.1.1に定める方法を除く。)	①蒸留装置及び光電分光光度計 ②蒸留装置及び光電光度計 ③蒸留装置及び光電光度計
PCB	JIS K0093 (2006) S 46 環境庁告示第 59 号付表 3 S 48 環境庁告示第 13 号別表第 1	①電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ
トリクロロエチレン	JIS K0125(2008)の5.1、5.2、5.3、2、5.4、1、5.5 S48環境庁告示第13号別表第2の(3)2 第3 『第8	①電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ ②パージ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ③ガスクロマトグラフ質量分析計 ④パージ・トラップ装置付水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ
テトラクロロエチレン	JIS K0125 (2008) の 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1、5. 5 S48 環境庁告示第 13 号別表第 2 の (3) 2 "第3 "第8	①電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ ②パージ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ③ガスクロマトグラフ質量分析計 ④パージ・トラップ装置付水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ
ジ クロロメタン	JIS K0125 (1995) の 5. 1,5. 2,5. 3. 2,5. 4. 1 S 48 環境庁告示第 13 号別表第 8	①パージ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ②ガスクロマトグラフ質量分析計 ③パージ・トラップ装置、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ ④電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ
四塩化炭素	JIS K0125 (1995) の 5. 1,5. 2,5. 3. 2,5. 4. 1、 5. 5 S48 環境庁告示第 13 号別表第 3 ッ 第8	①パージ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ②ガスクロマトグラフ質量分析計 ③パージ・トラップ装置、電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ ④電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ
1, 2-ジクロロエタン	JIS K0125 (1995) の 5. 1,5. 2,5. 3. 2,5. 4. 1 S48 環境庁告示第 13 号別表第 8	①パージ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ②ガスクロマトグラフ質量分析計 ③パージ・トラップ装置、電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ ④パージ・トラップ装置、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ ⑤電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ

項目	規格	主要な機器
1, 1ージクロロエチレン	JIS K0125(1995)の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1 S48環境庁告示第13号別表第8	①パージ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ②ガスクロマトグラフ質量分析計 ③パージ・トラップ装置、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ ④電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ
シス-1, 2-ジ クロロエチレン	JIS K0125 (1995) の 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1 S48 環境庁告示第 13 号別表第 8	①ページ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ②ガスクロマトグラフ質量分析計 ③パージ・トラップ装置、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ ④電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ
1, 1, 1-トリクロロエタン	JIS K0125 (1995) の 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1、5. 5 S 48 環境庁告示第 13 号別表第 3 『第8	①ページ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ②ガスクロマトグラフ質量分析計 ③パージ・トラップ装置、電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ ④電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ
1, 1, 2-トリクロロエタン	JIS K0125 (1995) の 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1、5. 5 S 48 環境庁告示第 13 号別表第 3 ッ 第 8	①ページ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ②ガスクロマトグラフ質量分析計 ③パージ・トラップ装置、電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ ④電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ
1, 3-ジクロロプロペン	JIS K0125 (1995) <i>O</i> 5. 1, 5. 2, 5. 3. 2, 5. 4. 1	①ページ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ②ガスクロマトグラフ質量分析計 ③パージ・トラップ装置、電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ ④電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ
FDFA	S46環境庁告示第59号付表4	①高速液体クロマトグラフ
シマジン	S 46 環境庁告示第 59 号付表 5 S 48 環境庁告示第 13 号別表第 4 の(2)	①ガスクロマトグラフ質量分析計
チオヘ・ンカルフ・	S46 環境庁告示第 59 号付表 5 S48 環境庁告示第 13 号別表第 4 の(2)	①ガスクロマトグラフ質量分析計
ベンゼン	JIS K0125 (1995) の 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 2 S 48 環境庁告示第 13 号別表第 8	①パージ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ②ガスクロマトグラフ質量分析計 ③パージ・トラップ装置、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ ④水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ
セン又はその化合物	JIS K0102(2008) Φ 67	①光電分光光度計 ②光電光度計 ③吸光光度計 ④水素化物発生装置原子吸光分析装置 ⑤水素化物発生装置誘導結合高周波プラズマ発光分析装置 ⑥ I C P質量分析装置
1, 4ージオキサン	昭和46年環境丁告示第59号付表7	①ガスクロマトグラフ質量分析計 ②パージ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計
引火点	JIS K2265 (2007) Φ 1~4	①タグ密閉式引火点試験器 ②セタ密閉式引火点試験器 ③ペンスキーマルテンス密閉式引火点試験器 ④クリーブランド開放式引火点試験器
油分	下水道試験法(2012)第 5 編第 1 章第 24 節 JIS K0102 (2008) の 24. 2	①ソックスレー抽出装置

- 注1)機器名の前に①~⑥の番号を付してあるものについては、いずれかの番号の機器を備えること。
- 注2) 必要な設備の詳細は、平成4年厚生省告示第192号等を参照のこと。
- 注3) 性状の分析を行う設備は申請者の処理施設内の設備であることが必要である。
- 注4) 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフを使用する場合は、放射線取扱主任者の免許等が必要となる場合がある。
- 注5) 引火点の測定にあたっては、大気圧下の無風に近い試験場所が必要となるほか、廃油の種類、動粘度あるいは測定温度によって試験器を使い分ける必要がある。
- 注6) 廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥等を取扱う場合は、必要に応じて廃油に係る分析設備を設けさせること。

性状の分析を行う者の資格

No	学 歷	実務経験
1	学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	6 箇月以上水質検査又はその他の理化学検査 の実務に従事経験のある者
2	衛生検査技師又は臨床検査技師	
3	学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	1年以上水質検査又はその他の理化学検査 の実務に従事経験のある者
4	①、②又は③に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有	すすると認められる者

- 注1) 環境計量士、水質関係第一種及び第二種公害防止管理者は、④の該当者とみなす。
- 注2) 有害物質以外の項目を分析する場合は、学校教育法に基づく高等学校、短期大学、高等専門学校又は大学を卒業し、1年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事経験のある者は④の該当者とみなす。
- 注3) 性状の分析を行う者は申請者の常駐する雇用人であることを原則とするが、申請者が日常的に必要な分析を支障なくかつ遅滞なく行うことができるならば、関連会社等の当該施設に常駐する雇用人でも差し支えない。

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業許可証の許可番号

統一許可番号の構成(10桁)

- 1 都道府県・政令市の固有番号として2桁
- 2 業の種類を示す番号として1桁
- 3 浜松市で規定する番号として1桁
- 4 許可業者の固有番号として6桁

都道府県政令市番号	業の種類番号	浜松市の自由番号	許可業者固有番号
2桁*1	1桁*2	1桁* ³	6桁 ^{*4}

*1 (都道府県政令市番号)

浜松市 63

*2 (業の種類番号)

産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	0
医未完果物以来 建 板未	積替を含むもの	1
	中間処分のみ	2
産業廃棄物処分業	最終処分のみ	3
	中間処分、最終処分	4
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	5
村加昌 生產未完果物以未建椒未	積替を含むもの	6
	中間処分のみ	7
特別管理産業廃棄物処分業	最終処分のみ	8
	中間処分、最終処分	9

*3 (浜松市自由番号)

住所を市内に有する者……1

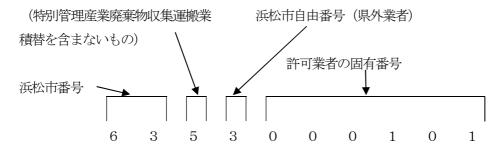
- 』 県内 (浜松市以外) に有する者……2
- " 県外に有する者……3

* 4 (許可業者固有番号)

環境省から付された番号

(統一許可番号の例)

業の種類番号



産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)コード表

産業廃棄物の種類コード

特別管理産業廃棄物の種類コード

1:燃え殻

2:汚泥

3:廃油

4:廃酸

5:廃アルカリ

6: 廃プラスチック類

7:紙くず

8:木くず

9:繊維くず

10:動植物性残さ

102:動物系固形不要物

11:ゴムくず

12:金属くず

13:ガラスくず・コンクリートくず及び

陶磁器くず

14:鉱さい

15:がれき類

16:動物のふん尿

17:動物の死体

18: ばいじん

19:13号廃棄物

21:引火性廃油

22:腐食性廃酸

23:腐食性廃アルカリ

24: 感染性産業廃棄物

25:特定有害廃PCB等

26:特定有害廃PCB汚染物

262:特定有害廃PCB処理物

27:特定有害廃水銀等

28:特定有害指定下水汚泥

29:特定有害鉱さい

30:特定有害廃石綿等

31:特定有害ばいじん

32:特定有害燃え殻

33:特定有害廃油

34:特定有害汚泥

35:特定有害廃酸

36:特定有害廃アルカリ

37:特定有害廃棄物

処理施設設置許可証の許可番号

許可番号構成 (9桁)

設置年度	施設 番号	施設区分	設置者	設置・変更
番号		番号	区分番号	区分番号
2桁	2桁	3桁	1桁	1桁
(*1)	(*2)	(*3)	(*4)	(*5)

*1:設置年度番号

西暦の末尾2桁 (例) 1995→95

*2:施設番号

年度毎に更新する施設番号

ただし、産廃(15条)・一廃(8条)に区分した上で01からの連番

*3:施設区分番号

一廃:5トン/日以上のごみ処置施設001最終処分場002

産廃: 政令第7条施設の各号番号

(例) 汚泥の脱水施設汚泥の乾燥施設5トン/日以上の焼却施設塩断型最終処分場安定型 " 141管理型 " 143

なお、2以上の政令施設に該当する中間処理施設は150とする。

*4:設置者区分番号

設置者が排出事業所である施設 1処理業者 2公共機関 3

*5:設置·変更区分番号

設置 (新規) 許可 1

変更許可 2からの連番

あて先 浜松市長

誓約書

許可申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第 2号イからへまでに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

添付書類省略理由書

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

下記の添付書類は、次の理由によりその添付を省略しました。

記

1. 省略する添付書類		

2. 省略理由

上記添付書類は次の申請書に添付したものとその内容が同一のため、その添付を省略します。

添付した申請書

事業計画の概要を記載した書類

1	全休計画の概要	(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること	٠)
т.	土件川凹ツ州大	(久文印 7] T明昀(いみ久文印)// とり/)唯(いして叫戦) ること	- /

2. 処分する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び処分量等

産業廃棄	物	処分量			 考	
(特別管理 産業廃棄物 の種類	理加公方法	(t/月 又は m³/月)	性状	予定排出事業場の 名称、所在地及び 電 話 番 号	予定収集運搬者の 名称、所在地 及び電話番号	処分後の 処理方法

備考 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類ごとに記載すること。

様式第九号の2(省令第10条の4第2項第1号、同条第3項、第10条の16第2項関係)

3. 中間処理施設の概要	
処理施設の種類	
設 置 場 所	
設 置 年 月 日	
設置許可年月日及び設置許可番号	
廃棄物の種類(処理能力)	() 時間 () 時間 m ³ /時間 t/時間
処理施設の処理方式及び設備の概要 *保管施設(設置場所、廃棄物の種類、面積、容量、保管方法など)の概要を含む。	
環境保全設備の概要	

様式第九号の3(省令第10条の4第2項第1号、同条第3項、第10条の16第2項関係)

4. 最終処分場の概要		
最終処分場の種類及び名称		(遮断型 管理型 安定型)
設 置 場 所		
設 置 年 月 日		
設置許可年月日及び設置許可番号		
最終処分場の規模等	全体面積 埋立面積 埋立容量 埋立容量のうち、 産業廃棄物容量	m² m² (残面積 m²) m³ (残容量 m³) m³ (残容量 m³)
埋立対象廃棄物の種類		
構造及び設備の概要		
放流水の水質等		
その他環境保全対策		

5.	処分業務の	の具体的な計画	(処分業務を行	う時間、休	業日、	組織及び従業員	員数を含む。)	
				従業員数内	訳		年月	日現在
	役 員	政令第6条の 10に定め	事務員	運転手		作業員	その他	合 計
	K A	る使用人	平 切具	(ET AT			CVZIE	ц п
	人	人	人		人	人	人 大	人列(平)

様	式第九	1号の5	(省令第 10	条の4第2	項第1号、	同条第3項、	第10条の1	6 第 2 項関係)	
(6. 璟 (1)	環境保全 中間如		おいて講す	でる措置					
	(2)	保管加	徳設におい	て講ずる推	置					
	(3)	最終如	心分場にお	いて講ずる)措置					

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類								
処 分 後 の 産業廃棄物の種類								
発 生 量 (t/月又はm³/月)								
	自己処理 (処分場所)							
	(処分業者名) 委 託 処 理							
	(所在地)							
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却							
処 理 方 法	中間処理、売却の場合は、具体的な方法							
備考 処分後の産業廃棄	物の種類ごとに記載すること。							

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類								
	内	訳		金額(千円)				
事業資		始に要の解						
	土		地					
	事	務	所					
	処	理力	施 設					
	自	己資	金					
調	借	入	金					
·	(借	入 先	名)					
達								
方								
	そ	D	他					
法	増		資					
備考	内訳	闌の事項に	こついてに	は、事業計画に応じ適宜変更すること。				

様式第十二号(省令第10条の4第2項第8号、同条第3項、第10条の16第2項関係)

	資	産に	. 関	す	る	調	書		年	月日	3現在	
資産の種別	内	容					数	量		価格、	金額	(千円)
現金預金												
有価証券												
未収入金												
売 掛 金												
受取手形												
土地												
建物												
備品												
車 両												
その他												
	資	産	計	•								
負債の種別	内	容					数	量		価格、	金額	(千円)
長期借入金												
短期借入金												
未払金												
預り金												
前受金												
買掛金												
支払手形												
その他												
	負	債	計									

年 月 日

浜松市長 氏 名 様

住 所

申請者

氏 名 法人にあっては、その名称及び代表 者の氏名

電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄	物処理施	設の設け	置場所				
一般廃棄	乗物 処 理	施設の	種類				
一般廃棄物処	0理施設にお	いて処理す	トる一般				
廃 棄	物	の 種	類				
着 工	予 定	年 月	目		年	月	日
使 用 開	始 予	定年	月 日		年	月	日
※ 許	可 年	月	日		年	月	日
※ 許	可	番	号		第		号
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)			埋立地の面積 埋立容量		m ³ /目 t/目(m ³ /時 t/時間 m ² m ³	謂	
	一般廃棄物	b 処理施設	の位置				
	一般廃棄物	処理施設 <i>0</i> 式)処理方				
	一般廃棄物)構造及				
*一般廃棄	び	設	備				
物設置等に関する	処理に伴 い生ずる 排ガス及 び排水	型処理方法 方法(排出 置、排出5 む。)を含	(排出の 出口の位 七等を含				
計画に係 る事項	設計計算上						
の事項	きる排ガスの性状、放流水の 水質その他の生活環境への負 荷に関する数値						
	その他一般 構造等に関	·> - > - -	単施設の				
*一般廃棄 物処理施 設の維持 管理に関 する計画	排ガスの性 等について 境の保全の とした数値 排ガスの性	状、放流が周辺地域の ため達成す 状及び放行	D生活環 けること 流水の水				
に係る事項	質の測定頻その他一般	廃棄物処理	里施設の				
^	維持管理に	関する事項	Į.				

*災害防止 のための	一般廃棄物防止に関す		及び流	売出 σ					
計画に係	公共の水域	及び地		の汚染	ų.				
る事項(一									
般廃棄物の最終処		の防止	に関す	する事	F				
分場であ る場合)	その他最終 の防止に関			る災害	ř				
処理に伴い の処分方法	生ずる一般屋	逐棄物	区	分	ì		自己処分	委託処分	
(ごみ処理施	設の場合)		処分	方方法	3				
汚 泥 等	の処分さ	方 法	区	分	ì		自己処分	委託処分	
(し尿処理施	設の場合)		処分	方法	3				
*埋立処分の	の計画(最終処	分場の	場合)						
*一般廃棄物法に関す	物の搬入及び る事項	搬出の	時間及	及び力	ī				
申請者					'				
個人であ						T	1.		holi-s-
(ふり 氏	が な) 名	生	年	月	日				<u>籍</u> 所
10	41						(土)		ולו
			年	月	日				
法人であ	る場合								
(ふ り 名	が な) 称			所			在	地	
法定代理人(申請者が法第	7条第5	項第4	号リ	こ規定	する未成	年者である	場合)	
(&)						7 97147	本	,,, LI,	籍
氏	名	生	年	月	日		7] *		
							住		所
			年	月	日				所
			年年	月月月	日日日				所
			年	月	日				所
									所
	が法人である		年年	月月	日日		住		
(ふり	が な)	4	年年	月月月月月月月月日	日日		住 本		籍
		4	年年職名	月 月 月 ・呼称	日日		住		
(ふり	が な)	4	年年	月月月月月月月月日	日日		住 本		籍
(ふり	が な)	4	年年職名	月 月 月 ・呼称	日日		住 本		籍
(ふり	が な)	4	年年報名年年	月月月・呼利月月	日日日		住 本		籍
(ふり	が な)	4	年年年末年	月月・呼利	日日		住 本		籍
(ふり	が な)	4	年年報名年年	月月月・呼利月月	日日日		住 本		籍
(ふり	が な)	4	年 年 年 年 年	月月月月月月月月月	日 日 日 日 日 日 日		住 本		籍
(ふり	が な)	4	年年職名年年	月月明月月月月	日 日 日 下 日 日		住 本		籍
(ふり	が な)	4	年 年 年 年 年	月月月月月月月月月	日 日 日 日 日 日 日		住 本		籍

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

	発行済	株	式の	総数								株	出資	手の	額				円
	(ふ 氏 夕					生年月日 (個人である場合)			R有する ては出資		- 1	本籍	手(個]人`	であ	うる	場で	今)	
	14 14	<u> </u>	13	41 41°	「旧ノくく	(旧)くてはどの一つ			害	ij		合	住j	所	又(は、	所	生	地
						年	月	日											
						年	月	日											
						年	月	日											
						年	月	日											
政	令第4条	の 7 (に規	定する	使用人(申	請者	当に当	該使	河	人がある	湯合)								
	(&	り	が	な)	生	年	月	Image: control of the			本					棄	音		
	氏			名	役職	姳	呼标	尔			住					F	斤		
					年	Ē	月	ŀ	3										
					年	Ė	月	F	∃										
					年	Ė	月	-	∃										

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。 さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きで記入すること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 * 印の欄の記載については、できる限り図表を利用することとし、かつ、次に掲げる図を記載すること。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面 図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、 執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 6 記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

浜松市長 氏 名 様

 住所

 申請者
 法人にあっては、その名称及び代表者の 氏名

電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により関係書類及び図面を添えて申請します。

-	般廃棄	物処	理 施	設の	設	置場	計							
_	般廃	棄物	処 理	施言	党 の)種	類							
施	設 設	置(の許	可	年	月	日			年	月	目		
許		可		番			号			第		号		
	一般	廃棄物	7 処 理	施設	にょ	3 V V	て処	変	更	前		変	更	後
		る一	般原	笔 棄	物(ひ 種	類							
変								変	更	前		変	更	後
更	14000	を 乗物処 の最終処				- , ,			/日(日() 時間) 時間		m ³ /) 時間) 時間
の	は、一	般廃棄物	勿の埋	立処分	の用			m^3	時間 時間	7 41.4		m ³ /	時間	7 41.4
内		斤の面積	及び増	立谷重	<u>t</u>)			埋立地の記		m²	I	7地の面		m^2
•	*—#	<u></u> 足廃棄物	処理施	設の位	置、	構造	等の	埋立容量		m ³	埋立	Z容量		m ³
容	設置	置に関す	る計画	ij										
		段廃棄物 る計画	処理が	施設の流	維持	管理は	こ関							
	·													
変	更	Ĩ	の		理		由							
着	工	予	定	年	J	月	日			年	月	目		
使	用開	始	予	定	年	月	日			年	月	目		
*	許	可	年		月		日			年	月	目		
*	許	可		番			号			第		号		

申請	者										
個	人であ	る場	合								
	(\$	り	が	な)	生	年	月	日	本	籍	
	氏			名		7	Л	Н	住	所	
						年	月	日			
	人であ	ろ場	<u></u>								
12	<u>(</u> ふ			な)							
	名		73	称				戸	在 在	地	
法定位	代理人	(申請	者が	法第7条第	第5項	第4号リ	に規	定する	未成年者である場合)		
	(\$	り	が	な)	生	年	月	日	本	籍	
	氏			名	ļ —				住	所	
						年	月	日			
						年	月	日			
						年	月	日			
						+	Л	Н			
役員	(申請者	が注	人で	ある場合	<u>`</u>)						
	(\$	り	が		生	年	月	日	本	籍	
	氏			名	役	職名		乎 称	住	所	
						年	月	日			
						年	月	日			
						+	Л	Н			
						年	月	日			
						年	月	日			
						/r					
						年	月	日			
						年	月	日			
						· ·					
						年	月	日			
						年	月	日			
						左	П				
					-	年	月	日			
					+	年	月	日			
						*	. •				
						年	月	日			
						年	月	日			

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数						 株	出	資の額					円
(ふりがな) 氏名又は名称		: 年 月 である		٠)		する株式の数出資の金額	本	籍(個	人で	ある	場	合)
八石又は石が	(四八	(0))勿口)	割	合	住	所	又	は	所	在	地
		年	月	日									
		年	月	日									
		年	月	日									
		年	月	日									
政令第4条の7に規定する	使用人(者に当	台該使	上 使用人が								
-	な)	生	年	月		本					9	籍	
氏	名				呼 称	住					J	所	
			年	月	日								
		4	年	月	日								
		2	年	月	日								
			<u>'</u>										
		4	年	月	日								
			→										
			年	月	日								
		2	<u>——</u> 年	月	月								

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。 さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きで記入すること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 *印の欄については、できる限り図表を利用することとし、かつ、次に掲げる図又は数値を変更前の内容と 対照させて記載すること。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面 図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (3) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第6条第2項に規定するばい煙 量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設のときは生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌 群数等の項目、最終処分場のときは排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第1条に規定する 排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 5 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相

談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

6 記載欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

関係法令の規定による許認可等の状況

法 令 名	許認可等の内容	許認可等の	年月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日

浜環産第号年月日

様

浜松市長

産業·一般廃棄物処理施設使用前検査確認通知書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項により準用される場合を含む。)・第8条の2第5項(第9条第2項により準用される場合を含む。)の規定により 年 月 日付けで検査申請のあった下記の産業廃棄物処理施設については、所定の基準に適合していることを確認したので通知します。

記

- 1 処理施設の区分
- 2 処理施設の設置場所
- 3 設置許可年月日
- 4 設置許可番号

応急措置設備・器具リスト

番号	種類	防災備品	規格	数量
1	保護衣			
2	保護手袋			
3	保護長靴			
4	呼吸用保護具			
5	保護眼鏡			
6	流出・飛散防止用具			
7	回収用具			
8	消火設備			
9	連絡設備・器具			
10	緊急時対応マニュアル			

- (注) 1 ①~⑩は、全て保有していること。
 - 2 ①~⑧の写真又は図面が添付されていること。
 - 3 数量は作業従事者の数と比較して妥当であること。

緊急時対応マニュアル

且	名	PC	EB(ポリ塩化ビフェニル)	国連番号	2315
イエロ	 ーカード 番号	171(低、中程月		四座街勺	2313
	推置				
緊急	. 通 報				
緊 急	. 連 絡				
	運搬車				
火災時	積替之• 保管施設				
漏洩時	液体漏洩				
	固体				
	時の応急処	蒸気吸入			
置		皮膚接触			
		眼			
		口腔内に入っ た場合			
事後	処理				

(注)全ての項目を記載のこと。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業作業従事者名簿

番号	氏 名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
1 0	
1 1	
1 2	
1 3	
1 4	
1 5	
1 6	
1 7	
18	
1 9	
2 0	

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地) 届出者 氏名(名称及び代表者氏名) 電話番号

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出書

次のとおり産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設を設置したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により関係書類を添えて届け出ます。

産	業 廃	棄	物 処	理施	: 設 (り設	置場	易所				
産	業層	笔 棄	物	処 理	!施	設の	り種	類				
産業廃棄物処理施設の処理能力(当該施設が産業 廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃 棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物 が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び 残余の埋立容量)									埋立地の面積 埋立容量	${ m t}_{ m imes}$)時間)時間
産	許		可	左	F	月		日	年	月	日	
業廃	許		P	Ţ	ź	番		号	第		号	
棄物	産	業	廃	棄	物	の	種	類				
産業廃棄物処理施設の許可	許	可	に	付 さ	され	、た	条	件				
									種類		理量の! /日又!	
				におv 類ごと			,					

備考

- 1 産業廃棄物処理施設の種類については、破砕施設、焼却施設又は最終処分場の別を記入すること。
- 2 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、廃プラスチック類、紙くず、木くず等の種類を記入すること。
- 3 記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第3項各号に掲げる書類を添付すること。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地) 届出者 氏名(名称及び代表者氏名) 電話番号

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置 変更・廃止 届出書

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出の変更・廃止をしたいので、廃棄物の 処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により次のとおり届け出ます。

記

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般 廃棄物処理施設の特例設置届出年月日	
変更又は廃止の内容	
変更又は廃止の理由	
変更・廃止年月日	

備考

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第4項に規定する受理書を添付すること。
- 2 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 3 記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

浜松市指令環産第 号 年 月 日

住 所 氏 名

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置に係る届出受理書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出を受理します。

記

産業廃	棄物処理施設	の設置の場所	斤			
産業廃	棄物処理施設	か種類				
処理す	る一般廃棄物	の種類				
施産業	許可の年月	日		年	月	日
施設の許可産業廃棄物	許可番号			第		号
計物	産業廃棄物の	の種類				
処理	許可に付され	れた条件				
留	意	事	項	定による届出 その施設によ ったとき、又に	に係る いて処 は当該属 は、当	清掃に関する法律第15条の2の5の規 産業廃棄物処理施設の種類若しくは 理する産業廃棄物の種類に変更があ 国出に係る一般廃棄物の処理の事業を 該変更又は廃止の日から10日以内に、 け出ること。

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

申請者

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号

許可証等再交付申請書

許可証の再交付を受けたいので、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則第 49 条の規 定により次のとおり申請します。

記

許可証等の種類	
許可又は指定の年月日	
許可又は指定の番号	
再交付申請の理由	

(あて先)浜松市長

住所(所在地) 返納者 氏名(名称及び代表者氏名) 電話番号

許可証等返納書

産業廃棄物処理業に係る許可証等について、次のとおり返納します。

記

許可等の年月日	年 月	日
返納する許可証等の種類		
許 可 番 号	第	号
返納の理由		

備考 許可証等を添付すること。

事業計画の概要

1	産業廃棄物の収集	運搬又は処分の内容
Τ.	生未用来がルルス未、	単版入(JXビリッパ)/A

※ 収集運搬業、処分業の許可を受けている場合は、許可番号及び認定後の許可の取り扱いを記載してください。

2 最終処分が終了するまでの一連の処理の行程

3 運搬施設

(1)	運搬車両・船舶一覧	生			
	車体の形状	自動車登録番号	最大積載量	所有者又	(t) (#: +x.
	又は船舶名称	又は車両番号	(Kg)	使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
事務	所の所在地				
駐車	場の所在地				
(2)	その他の運搬施設				
運搬	と	用 途	容量	畫	備考

4 積替え保管施設

所在地					
面積					
積替え	保管を行う産業廃棄物の	種類			
亚. 口	産業廃棄物	Lán. ¬t. ¬tv.	Lán. I I → .	主な	主な
番号	の種類	搬入者	搬出者	搬出先	排出元
1		自社	自社		
1		他社	他社		
2		自社	自社		
		他社	他社		
0		自社	自社		
3		他社	他社		
4		自社	自社		
4		他社	他社		
5		自社	自社		
5		他社	他社		
6		自社	自社		
0		他社	他社		
7		自社	自社		
<u>'</u>		他社	他社		
8		自社	自社		
0		他社	他社		
9		自社	自社		
		他社	他社		
10		自社	自社		
		他社	他社		
保管上	限:		屋夕	水保管上限:	

5 処分施設

施設の設置場所					
施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	設置	施設許可	施設許可
ルビルス・ノー・宝元ス / 生木/北木・パッ・ノー・星大泉 人・シエー・ピノリ	年月日	番号	年月日		
			I		
			ı		
			1		
			l		
			1		
			l		

6 産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地

法人名称	事業所名称	所 在 地

7 収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の1年間の数量

収集、	運搬	処	分
産業廃棄物の種類	数量	産業廃棄物の種類	数量

8 産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物の種類、性状、処理方法及び数量

処理後物の種類、性状	搬出者	搬出先の名称・所在地	処理方法	数量
	自己・他社			

9 再生品の種類ごとの数量

再生品の種類	数量	再生品の種類	数量

10 熱回収量

11	産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制及び収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者 以外の者に委託する場合にあっては、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票 に関する事項
*	《 委託契約書の写し又は委託契約書案、委託先の許可証の写しを添付してください。
	産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容 ・ 施設配置図を添付してください。